

Ⅲ 学 則 関 係

1 岐阜薬科大学学則

制 定	昭和24年 4月 1日	
改 正	昭和26年 4月 1日	平成 7年 2月22日
	昭和27年 4月 1日	平成 8年 9月 4日
	昭和28年 4月 1日	平成 9年 4月 1日
	昭和29年 4月 1日	平成10年 2月 4日
	昭和30年 4月 1日	平成11年 4月 1日
	昭和31年 4月 1日	平成12年12月21日
	昭和35年 4月 1日	平成15年 4月 1日
	昭和36年 4月 1日	平成15年 9月24日
	昭和37年 4月 1日	平成16年 4月 1日
	昭和39年 4月 1日	平成17年 4月 1日
	昭和41年 4月 1日	平成18年 4月 1日
	昭和42年 4月 1日	平成19年 4月 1日
	昭和44年 4月 1日	平成20年 3月19日
	昭和47年 4月 1日	平成21年 2月18日
	昭和50年 4月 1日	平成22年 2月24日
	昭和51年 4月 1日	平成23年12月16日
	昭和58年 4月 1日	平成24年 4月 1日
	昭和61年 4月 1日	平成25年 1月15日
	昭和63年 4月 1日	平成27年 3月 4日
	平成元年 4月 1日	平成28年 3月 9日
	平成 3年 4月 1日	平成29年 3月 6日
	平成 3年12月 4日	令和 2年 2月28日
	平成 4年 2月26日	令和 3年 3月 9日
	平成 5年 2月 3日	令和 4年 7月22日
	平成 5年 4月 1日	令和 6年 3月 6日

1 章 総 則

(目的)

第1条 岐阜薬科大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学理と技術を教授研究し、知的・道徳的に優れ、また応用能力のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

(組織)

第3条 本学に薬学部を置く。

2 薬学部薬学科を置く。

3 本学に大学院を置く。大学院に関する規定は別に定める。

(学科の教育研究上の目的)

第4条 薬学科は、薬学分野における最新の学理と技術を教授研究し、臨床に係る高度な知識・技能、実践的能力及び研究能力並びに豊かな人間性と高い倫理観を身に付けた優れた薬剤師として求められる資質を有する医療従事者、研究者及び技術者を育成することを目的とする。

2 本学は前項に定める学科の教育研究上の目的を公表するものとする。

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は、6年とする。

(収容定員)

第6条 毎学年度の学生収容定員は、120人とする。

(職員)

第7条 本学の職員は、次のとおりとする。

学 長
教 授
准 教 授
講 師
助 教
助 手
事務職員
技術職員
そ の 他

ただし、必要と認めたときは客員教授及び客員准教授をおくことができる。

(学長及び副学長)

第7条の2 学長は、本学の校務をつかさどり、前条の職員（学長を除く。）を統督する。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて本学の校務をつかさどる。

(運営委員会)

第8条 本学に岐阜薬科大学運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員会に関する規定は、別に定める。

(教授会)

第8条の2 本学に教授会を置く。教授会に関する規定は、別に定める。

第2章 学年・学期及び休業

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年は、2期に分け、各期の開始日及び終了日は別に定める。

(休業日)

第11条 休業日は、次のように定める。ただし、春季、夏季、冬季の休業期間は、学年の始めに定める。

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

日曜日及び土曜日

春季休業

夏季休業

冬季休業

創立記念日（10月25日）

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を定め、又は休業日においても臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学、在学、転学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者
- (8) その他本学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学者選抜方法)

第14条 入学は、選抜によって行う。選抜の方法は、その都度定める。

(入学手続)

第15条 本学に入学を許可された者は、指定の期日までに定められた納入金とともに、次の書類を差し出さなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 第13条の入学資格を証明する卒業証明書その他の証明書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 履歴書

2 前項の手続きをしないときは、入学の許可を取り消す。

(保証人)

第16条 入学した者は、保証人を定めて指定の期日までに届け出なければならない。

(最短修業年限)

第17条 学生の最短修業年限は、6年とする。ただし、他の大学における修業年限を通算し、休学期間は算入しない。

(転入学)

第18条 他の大学学生で本学に転入学を望む者には、欠員のある場合に限り、選考の上学長は入学を許可することがある。

(休学)

第19条 学生が病気その他の事由により引き続き2か月以上修学を中止しようとするときは、保証人連署の休学願書に理由を添え、学長に届け出て、許可を受けて1年以内休学することができる。ただし、通算2年以内とする。

(復学)

第20条 休学期間内にその事故が止み、復学しようとする者には、その旨を学長に届け出て、復学の許可を受けるものとする。

(退学及び転学)

第21条 学生が退学又は転学しようとするときは、保証人連署の退学願書、転学願書に理由を添え、学長に届け出て、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第22条 退学した者が再入学しようとするときは、学年の始めに限り、選考の上学長は入学を許可することがある。

第23条 削除

(除籍)

第24条 在学12年に及んでも卒業要件をみたす単位を修得しない者は、除籍する。

2 前項に定めるほか、在学年数が入学後2年に至っても、なお、2年次への進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者は、除籍する。

3 前2項の場合において、第19条の規定による休学期間は、在学年数に算入しない。

(退学勧告)

第25条 前条の期間内にあっても病気等の事故によって、成業の見込みがないと認めた者には、学長は、退学を命ずることがある。

第4章 教育課程、履修・試験・卒業及び称号

(教育課程及び授業科目)

第26条 教育課程は、第1条及び第4条に規定する目的を達成するため、次に掲げる科目区分により開講する次条に規定する授業科目をもって編成する。

(1) 基礎教育科目

自然科学系科目、人文・社会科学系科目、外国語科目、第二外国語科目及び保健体育科目

(2) 専門教育科目

ア 基礎専門教育科目

薬学一般科目、有機化学系科目、物理化学系科目、生物化学系科目、衛生薬学系科目及び情報系科目

イ 応用専門教育科目

医療基礎薬学系科目、医療専門薬学系科目、医療薬学コース科目及び創薬育薬コース科目

2 教育課程に医療薬学コースと創薬育薬コースを設ける。医療薬学コースは、主に医療や行政の分野に従事する人材を育成することを目的とする。創薬育薬コースは、主に医薬品創製の分野に従事する人材を育成することを目的とする。

3 教育課程の編成については、点検及び評価を行い、絶えず改善に努めるものとする。

4 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

5 授業は、講義、演習、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

6 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目)

第27条 授業科目の名称及び単位数は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(履修方法)

第28条 学生は、別表授業科目履修課程表に定められたところによって履修しなければならない。

(履修の承認)

第29条 学生は、履修しようとする選択科目を科長に申告して履修の承認を受けなければならない。

第30条 削除

(科目試験)

第31条 科目試験は、それぞれの授業科目の授業が終わった後、適当な時期に行う。

2 実習の科目については、平常成績の考査で試験に代えることがある。

(成績評価基準の明示)

第32条 科目試験等の学修の成果に係わる評価等の基準は、シラバス等に記載し、学生に対して示さなくてはならない。

(単位の修得等)

第33条 授業科目を履修し、科目試験に合格した者は、その授業科目の終了を認定し、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、特別実習並びに病院及び薬局実習実務については、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の意見を聴いて、学長が単位数を定めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、一の授業科目について講義、演習及び実習のうち、二以上の併用により行う場合の単位の計算基準は、講義については時間を2倍として、演習については時間を1.5倍として計算をし、合計時間が30時間の授業をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第34条 他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）を卒業又は退学した者が、新たに本学の第1年次に入学した場合の他大学等における既修得単位について、教育上有益と認める場合には、学長は、教授会の意見を聴いて、本学に入学した後の本学における授業科目を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、30単位を超えない範囲とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第35条 学長は、学生が他大学等（外国の大学又は短期大学を含む。）の授業科目を履修し単位を修得することが教育上有益と認めるときは、当該他大学等との協議又は協定に基づき、これを許可することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の許可及び前項に単位の認定の際に、学長は、教授会の意見を聴くことができる。

(学士試験及びその受験資格)

第36条 本学を卒業するためには、6年以上在学し、基礎教育科目32単位及び専門教育科目154単位を修得しなければならない。

(学士の学位授与)

第37条 学長は、前条の規定により、卒業の認定をした者に学士(薬学)の学位を授与する。

2 前項の場合において、岐阜薬科大学学位規程(平成3年12月4日制定)の規定するところにより、学位記を授与する。

第5章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料等)

第38条 入学検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)は、岐阜市立学校授業料等徴収条例(昭和47年岐阜市条例第23号)の定めるところにより納入しなければならない。

2 納入の額は、別に定めるとおりとする。

(納入期日)

第39条 授業料等の納入期日は、別に定める。

(免除等)

第40条 休学が全期にわたるときは、学長は、その期の授業料を免除することができる。

2 休学者が中途復学するとき、その期の授業料を納入しなければならない。

(転学者等の授業料の納入)

第41条 転学若しくは退学した者又は停学を命ぜられた者も、その期の授業料を納入しなければならない。

(除籍)

第42条 授業料を納入しなかった者を、学長は除籍することがある。

第6章 賞罰

(褒章)

第43条 操行・学業ともに優秀であつて他の模範とすることができる学生は、褒賞することがある。

(懲戒)

第44条 学長は、学生がその本分に反する行為をしたときは、教授会の意見を聴いて、当該学生に対して懲戒を行うことができる。懲戒は、訓戒、停学及び退学とする。

2 懲戒のうち、退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みのないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱す等学生としての本分に反した者

第7章 聴講生・特別聴講学生・科目等履修生・研究生

(聴講生)

第45条 本学で定めた授業科目について聴講を願い出る者があれば、学生の学修を妨げない限り、教授会の意見を聴き、学長が聴講生となることを許可することがある。

(特別聴講学生)

第46条 単位互換に関する包括協定を締結した国内の大学又は短期大学に在学する学生で、本学で定めた授業科目の聴講を願い出る者があったときは、学生の学修を妨げない限り、教授会の意見を聴き、学長が特別聴講学生となることを許可することがある。

(科目等履修生)

第47条 本学で定めた授業科目について履修を願い出る者があれば、学生の学修を妨げない限り、教授会の意見を聴き、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第48条 本学教授の指導を受けて特殊の事項について研究しようとする者には、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴き、学長が研究生となることを許可することがある。

(聴講生等に関する事項)

第49条 前4条に規定するもののほか聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び研究生に関する事項は、別に定める。

第8章 外国人学生

(入学許可)

第50条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、選考の上学長は入学を許可することができる。

第9章 雑則

(その他)

第51条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

大学院学生・聴講生・研究生及び外国人には、それぞれの規定に触れない限り、学生に関する諸規定を準用する。

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年12月4日から施行し、改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- 2 改正前の学則第38条の規定による薬学士の称号は、改正後の岐阜薬科大学学則第37条の規定により授与された学士の学位とみなす。

附 則

この学則は、平成4年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成5年度以後に入学する学生に係る授業

科目、単位数及び標準履修学年（以下「授業科目等」という。）について適用し、平成4年度以前に入学した学生に係る授業科目等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成7年度以後に入学する学生に係る授業科目、単位数及び標準履修学年（以下「授業科目等」という。）について適用し、平成6年度以前に入学した学生に係る授業科目等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年9月4日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成9年度以降に入学する学生に係る授業科目、単位数及び標準履修学年（以下「授業科目等」という。）について適用し、平成8年度以前に入学した学生に係る授業科目等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前に入学した学生に係る授業科目等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年9月24日から施行し、改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成18年度以後に入学した学生について適用し、平成17年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成18年度以後に入学した学生について適

用し、平成17年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成18年度以後に入学した学生について適用し、平成17年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成24年度以後に入学する学生に係る授業科目、単位数及び標準履修学年（以下「授業科目等」という。）について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る授業科目等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成27年度以後に入学する学生に係る授業科目、単位数及び標準履修学年（以下「授業科目等」という。）について適用し、平成26年度以前に入学した学生に係る授業科目等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成29年度以後に入学した学生について適用し、平成28年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成29年度以後に入学した学生について適用する。

- 3 平成28年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。この場合において、改正前の岐阜薬科大学学則別表第2の1及び別表第2の2の規定の適用については、平成29年4月1日において3回生以下の学生に限り専門教育科目の部特別実習の款中開講時期が4回生前期とあるのは、3回生後期とし、平成28年度に入学した学生に限り専門教育科目の部薬学一般の款中「代替医療論」

の項の前に「化粧品健康学」（選D、単位数1.5、2回生後期）の項を加え、注1.中「3科目」とあるのは「4科目」とする。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、令和2年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、平成29年度以後に入学した学生について適用し、平成28年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、令和3年度以後に入学した学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、令和5年度以後に入学した学生について適用し、令和4年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の岐阜薬科大学学則の規定は、令和6年度以後に入学した学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。ただし、第10条の規定は令和5年度以前に入学した学生についても適用する。

別表第1

基礎教育科目履修課程表

区分	授業科目		標準履修学年及び単位数				
			1回生		2回生		
			前期	後期	前期	後期	
基礎教育科目	自然科学系	一般化学	必修	2			
		数学	必修	2			
		物理学	選A	2			
		無機化学	必修	2			
		生物学	選A	2			
		統計学	必修		2		
		コンソーシアム科目Ⅰ	選C				2
	人文・社会科学系	コミュニケーション論	必修	2			
		生命倫理学	必修			2	
		法学	選B	2			
		経済学	選B	2			
		文学	選B	2			
		心理学	選B		2		
		哲学	選C			2	
		社会学	選C			2	
	外国語	コンソーシアム科目Ⅱ	選C				2
		実用英語Ⅰ	必修	1			
		実用英語Ⅱ	必修		1		
		実用英語Ⅲ	必修			1	
		英語会話Ⅰ	必修	1			
		英語会話Ⅱ	必修		1		
	第二外国語	英語会話Ⅲ	必修			1	
		ドイツ語Ⅰ	選D	1			
		ドイツ語Ⅱ	選D		1		
		スペイン語Ⅰ	選D	1			
		スペイン語Ⅱ	選D		1		
		中国語Ⅰ	選D	1			
体育保健	中国語Ⅱ	選D		1			
	健康・スポーツ実習Ⅰ	必修		2			
	健康・スポーツ科学	選B		2			
小計	健康・スポーツ実習Ⅱ	選C				2	
	講義	必修	10	4	4		
	講義	選択	13	7	4	4	
	実習	必修		2			
		実習	選択				2
基礎教育科目の合計			23	13	8	6	

- 注1. 選Aの2科目のうち、高等学校で履修していない科目を、1科目選択すること。
 2. 選Bの5科目のうち、2科目選択すること。
 3. 選Cの5科目のうち、2科目選択すること。ただし、コンソーシアム科目を選択する場合は、ⅠまたはⅡのいずれかを履修すること。
 4. 選Dの6科目のうち、同一言語の科目を、2科目選択すること。

2 岐阜薬科大学学則細則

制 定 昭和24年4月1日
改 正 昭和30年4月1日
昭和36年4月1日
昭和42年4月1日
昭和44年4月1日
昭和45年4月1日
昭和50年4月1日
昭和55年4月1日
昭和58年4月1日
平成4年2月26日
平成10年2月4日
平成15年2月5日
平成18年3月1日
平成19年4月1日
平成25年1月15日
平成27年3月4日
令和5年2月21日

第1章 学修規程

(履修申告)

第1条 岐阜薬科大学学則（昭和22年4月1日制定。以下「学則」という。）第29条の規定により承認を受けようとする者は、講義開始後1週間以内に定められた用紙を用いて、所属学科の科長に申告しなければならない。

(受験申告)

第2条 履修した授業科目の試験を受けようとする者は、試験開始1週間以前に定められた用紙を用いて、授業科目指導教員に申告して承認を受けなければならない。ただし、平常の学習状態によって、承認しないことがある。

(授業科目の成績)

第3条 科目の成績は、合格と不合格に分け、合格をさらに優・良及び可に区分する。

(再試験)

第4条 試験に合格しなかった授業科目については、再試験を受けることができる。

(追試験)

第5条 試験を受けなかった者は、直ちにその理由を申し出て追試験を願い出ることができる。追試験は、教授会の意見を聴いて、学長が許可することができる。

(進級)

第6条 学年末において、それぞれ所定の単位数を修得した者でなければ、次の高年次の課程を履修することができない。その履修方法は、別に定める。

(科目合格認定)

第7条 合格した授業科目に対しては、学生の願い出によって、証明書を与える。

第2章 学内規程

第1節 学生証

(学生証の携帯)

第8条 学生は、入学時に交付された学生証を常に携帯しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(学生証の提示)

第9条 学生証は、本学職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(学生証の紛失)

第10条 学生証を失ったときは、速やかに教務厚生課に届け出て再交付を受けなければならない。

(学生証の返納)

第11条 学生証は、学籍を離れたとき直ちに返さなければならない。

(有効期限の延長)

第12条 事故により学生証の有効期間を延長する必要があるときは、速やかに手続をしなければならない。

第2節 宿所

(宿所の届け)

第13条 学生は、入学のとき、宿所を教務厚生課に届け出なければならない。在学中に宿所を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

(戸籍異動の届け)

第14条 学生は、戸籍に異動があったときは、速やかに戸籍抄本を添えて教務厚生課に届け出なければならない。

第3節 保証人

(保証人の資格)

第15条 保証人は、学生の父兄、母姉又はこれに代わる者で独立の生計を営み学生の身上について一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

(保証人の異動の届け)

第16条 保証人に、姓名、住所の変更、死亡その他の理由による異動があったときは、速やかに教務厚生課に届け出なければならない。

第4節 担任、アドバイザー

(学生の配属)

第17条 学生は、適当な組に分けられ、アドバイザーに配属される。

2 担任は、複数のアドバイザーに分けられた学生を受け持つ。

(担任、アドバイザー)

第18条 担任、アドバイザーは、教授、准教授及び講師の中から学長が任命する。

(担任、アドバイザーの使命)

第19条 アドバイザーは、学生の修学上、生活上、保健上等の問題について情報を収集し、学修支援システム、教務厚生課等を介して担任と情報を共有する。

2 アドバイザーは、年度初めや定期試験前後等の適当な時期に個別あるいはアドバイザー単位での面談を実施し、学生の取得単位や成績等の学修状況の把握と助言をする。

3 担任は、アドバイザーと相互に協力、連帯し、共有した情報をもとに、介入、支援を必要とする学生の早期発見に努める。

4 担任、アドバイザーは、介入、支援を必要とする学生について副学長（教学担当）に必要な報告をする。

5 担任、アドバイザーは、副学長（教学担当）の指示にもとづいて、保健管理センター等と連携を図りつつ、介入、支援を必要とする学生が健康な生活かつ円滑な修学を図れるよう、適宜介入や支援を行う。

第5節 学生教授協議会

(協議会の設置)

第20条 学生生活の福祉増進と大学の教育使命達成を期するため、学生教授協議会を設ける。

(協議会の目的)

第21条 学生教授協議会は、学生と教授とが議論を尽して建設的意見を得ることを目的とする。

(協議会の構成)

第22条 学生教授協議会は、全学生の意見を公平に代表する学生代表と職員の代表とで構成される。

第6節 服装

(学生の服装)

第23条 服装は、男女とも特に指定しないが、大学生として品位を保ち、良識を示す学生らしい服装でなければならない。

第7節 健康診断

(健康診断受診等)

第24条 学生は、岐阜薬科大学（以下「大学」という。）が行う健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、大学が行う健康上の指示に従わなければならない。

第8節 課外活動の組織

(学生自治組織の設置)

第25条 学生は、自治組織を作り、学生生活の向上と福祉を図ることができる。

(組織と運営)

第26条 学生の自治組織は、全学的に組織されるもので、その運営は、良識に基づき公正に行わなければならない。

(規約の作成及び届出)

第27条 自治組織は、規約を作成し、又は改正したときは、教務厚生課に届け出なければならない。

(役員改選及び変更の届出)

第28条 自治組織は、役員を改選し、又は変更したときは、その名簿を教務厚生課に届け出なければならない。

(自治組織外活動)

第29条 学生は、すべての課外活動について、自治組織に含まれない部や会を組織することができる。

(組織外活動の届出)

第30条 前条の場合において、自治組織に連絡の上、その目的、規約、役員名、会員名等を教務厚生課に届け出なければならない。

(顧問)

第31条 課外活動の組織は、教授、准教授及び講師の中から顧問を委嘱することができる。

(学外団体との関わり)

第32条 自治組織並びに学内の部及び会が学外団体に加入するときは、教務厚生課に届け出なければならない。

(組織の活動報告)

第33条 課外活動における組織としての活動は、毎年役員の任期の終わりに文書で教務厚生課に報告しなければならない。

第9節 集会、対抗競技、催物等

(施設の使用の届出)

第34条 学生は、集会のために校舎等を使用するときは、あらかじめ教務厚生課に届け出なければならない。

(開催できる日時)

第35条 集会は、休業日又は放課後に開くことができる。

(学外活動の届出)

第36条 学内の部及び会で対抗競技、合宿登山等野外活動を行おうとするときは、責任者は、種類、日時、場所、参加校等を教務厚生課に届け出なければならない。

(寄附採納)

第37条 学外から寄附を受けようとするときは、あらかじめ教務厚生課に連絡しなければならない。

(名称使用の届出)

第38条 学生が学外で本学に関係のある名称を使用しようとするときは、教務厚生課に届け出なければならない。

(活動の禁止)

第39条 第8節及び第9節の規定において、本学の機能を著しく害し、又は学内の秩序を乱すことが明らかになったときは、これを禁止することがある。

第3章 実習規程

(実習場所)

第40条 学生は、定められた場所で実習しなければならない。

(実習上の注意)

第41条 実習は、指導教員の指示に従って行わなければならない。実習中はみだりに席を離れてはな

らない。

(実習室の整頓)

第42条 実習室では、静粛、清潔及び整頓を心がけなければならない。

(実習当番)

第43条 実習の際に当番を設ける場合がある。当番は、指導教員の指示に従って実習の運営に協力するものとする。

(実習衣の着用)

第44条 実習室における実習では、実習衣を着用しなければならない。

(飲食等の禁止)

第45条 実習中は、飲食してはならない。

(実験台等の整頓)

第46条 実習台、試薬だな等は、実習の前後に必ず清潔にし、用具等は、すべて正しくその位置に整頓しておかなければならない。

(計器類の取扱い)

第47条 貸し与えられた計器及び器具は、保存及び取扱いを丁寧にし、破損又は紛失した場合は、直ちに指導教員に申し出て指示を受けなければならない。

(物品持出しの禁止)

第48条 実習室に備付けの物品は、指導教員の許しがなければ、室外に持ち出してはならない。

(電気等の節約)

第49条 電気、ガス及び水道を使用しないときは、必ずスイッチを切り、又は栓をしめて、浪費を避けなければならない。

(火災の防止)

第50条 火は、完全に消したことを確認しなければならない。また、岐阜薬科大学火災防止規程（昭和25年4月1日制定。以下「火災防止規定」という。）第6条の規定により火災防止に努めなければならない。

(廃液の処理)

第51条 貴金属その他高価な物質を含む廃液は、定められた廃液びんに入れなければならない。

(特定有害廃棄物の処理)

第52条 実験に使用した特定有害廃棄物は、岐阜薬科大学特定有害廃棄物処理実施要領（昭和45年6月10日学長通達）に定めるところにより処理しなければならない。

(不要薬品の処理)

第53条 不要薬品については、岐阜薬科大学不要薬品処理実施要領（昭和55年2月13日制定）に定めるところにより処理しなければならない。

(排水の注意)

第54条 配水管内には、紙やガラスの破片等排水をつまらせるようなものを流し込んではならない。

(通気室の使用)

第55条 有毒ガス又は蒸気の発生を伴う操作は、必ず通気施設または設備内で行わなければならない。その主なものは、発煙塩酸、硫化水素、臭素、塩素、シアン化水素、一酸化炭素、亜硫酸ガス、アンモニア、ジメチル硫酸及び水銀の蒸気等である。

(危険薬品の取扱い)

第56条 危険薬品の取扱いは、特に注意し、岐阜薬科大学危険薬品取扱規程（昭和24年4月1日制定。以下「危険薬品取扱規程」という。）の定めるところに従わなければならない。

(引火時の処置)

第57条 実習中誤って発火したときは、近くの引火性物質を遠ざけ、バーナーの火を消した後、防火用砂又は消火器をもって消火につとめ、危険薬品取扱規程第6条及び火災防止規程第7条の定めるところに従わなければならない。

(安全確認後の退出)

第58条 実習が終わったときは、各自電気、ガス及び水道に注意し、装置を安全にし、危険のおそれがないことを確認した後、退出しなければならない。

第4章 雑則

(その他)

第59条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年2月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行の際現に交付されている身分証明書の取扱いについては、第2章第1節の規定を適用する。この場合において同節中「学生証」とあるのは、「身分証明書」と読み替えるものとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

3 岐阜薬科大学学則第10条に関する内規

制定 令和6年3月6日

岐阜薬科大学学則（昭和24年4月1日制定）第10条に定める学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月23日まで
後期 9月24日から翌年3月31日まで

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

4 岐阜薬科大学学修規程内規

制 定	昭和42年 1月11日	
改 正	昭和46年 6月16日	平成 8年 9月 4日
	昭和50年 4月 1日	平成 9年 4月 1日
	昭和55年 5月 7日	平成10年 2月 4日
	昭和56年 4月 1日	平成15年 2月 5日
	昭和58年 4月 1日	平成18年 3月 1日
	昭和61年 4月 1日	平成20年 3月21日
	昭和63年 4月 1日	平成25年 1月15日
	平成元年 6月19日	平成26年 4月 1日
	平成 3年 4月 1日	平成27年 3月 4日
	平成 4年 2月26日	平成29年 3月 6日
	平成 7年 2月22日	令和 2年 2月28日
		令和 6年 3月 6日

(趣旨)

第1条 岐阜薬科大学学則細則(昭和24年4月1日制定)に定めるもののほか、細部については本内規の定めるところによる。

(科目・時間割の公示)

第2条 授業科目の開講科目及び時間割は、その期の開始前2週間以内に公示する。

(履修申告)

第3条 学生は、毎学期の講義の開始後1週間以内に、必修科目以外の科目の履修願を事務局教務厚生課に提出し、授業科目担当者の承認を得なければならない。

(実習の成績)

第4条 実習については、全課程の出席履修を原則とし、その実習の成績は指導教員の評点により主指導教員が認定する。

(病院・薬局実習の履修許可)

第5条 病院及び薬局実習の履修は、実習開始前の薬学共用試験に合格したものに対して、学長が許可する。

2 薬学共用試験に不合格の者は、次年度に薬学共用試験を再受験する。

(認定試験の時期)

第6条 単位を認定するための試験は、原則として学期末に行う。ただし、やむを得ない特殊事項のある科目については、あらかじめ時間を公示して行うことがある。

(再試験)

第7条 試験に不合格のとき、授業科目指導教員により再試験を承認された場合に限り、再試験を受けることができる。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない事情により受験できなかった場合には、直ちにその理由を事務局教務厚生課を経て授業科目指導教員に申し出て追試験を願い出ることができる。

2 学長は、教授会の意見を聴き、追試験の受験を許可する。

(再試験及び追試験の方法)

第9条 再試験及び追試験は、1回を原則として各学期末の適当な時期に行う。

(進級要件修得単位数)

第10条 各学年末において、医療薬学コース、創薬育薬コースそれぞれ別表に定める単位数(進級要件修得単位数)を修得した者でなければ、次の高年次の課程を履修することができない。

2 実習科目は、その年次において修得しなければならない。ただし、選択科目の実習科目についてはこの限りでない。

3 前2項の規定により、次の高年次の課程を履修することのできない学生の学修については、別に

定める。

附 則

この内規は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和46年6月16日から施行する。

附 則

この内規は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和55年5月7日から施行する。

附 則

この内規は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成元年6月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年2月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成8年9月4日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この内規による改正後の岐阜薬科大学学修規程内規の規定は、平成18年度以後に入学した学生について適用し、平成17年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による改正後の岐阜薬科大学学修規程内規の規定は、平成27年度以後に入学した学生について適用し、平成26年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による改正後の岐阜薬科大学学修規程内規の規定は、平成29年度以後に入学した学生について適用する。

3 平成26年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

4 平成27年度及び平成28年度に入学した学生については、なお従前の例による。この場合において、薬学科の学生に係る改正前の岐阜薬科大学学修規程内規別表第1の規定の適用については、同表進級要件修得単位数の項4年次の欄中「133単位」とあるのは、「130単位」とする。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による改正後の岐阜薬科大学学修規程内規の規定は、平成29年度以後に入学した学生について適用し、平成28年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による改正後の岐阜薬科大学学修規程内規の規定は、令和6年度以後に入学した学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

区 分	1年次	2年次	3年次	4年次
進級要件修得単位数	34単位以上	77.5単位以上	118単位以上	138単位以上
通計単位数	48単位以上	89.5単位以上	128単位以上	146単位以上

5 岐阜薬科大学大学院学則

制 定	昭和28年4月1日	平成10年2月4日
改 正	昭和31年4月1日	平成11年4月1日
	昭和35年4月1日	平成12年12月21日
	昭和36年4月1日	平成13年3月30日
	昭和37年4月1日	平成16年4月1日
	昭和39年4月1日	平成18年3月1日
	昭和40年4月1日	平成19年4月1日
	昭和43年4月1日	平成20年3月19日
	昭和46年4月1日	平成22年3月3日
	昭和47年4月1日	平成22年11月10日
	昭和50年4月1日	平成24年4月1日
	昭和51年4月1日	平成25年1月15日
	昭和56年4月1日	平成26年5月14日
	昭和58年4月1日	平成27年3月4日
	昭和61年4月1日	平成27年7月1日
	昭和63年4月1日	平成29年7月18日
	平成3年4月1日	平成31年2月18日
	平成3年12月4日	令和元年7月26日
	平成4年1月29日	令和2年2月28日
	平成5年4月1日	令和2年3月23日
	平成7年2月22日	令和3年3月31日
	平成8年2月7日	令和5年5月17日
	平成9年7月16日	令和6年3月21日
	平成10年2月4日	

第1章 総則

(目的)

第1条 岐阜薬科大学大学院（以下「大学院」という。）は、薬と健康に関する高度で先進的な研究により薬学の発展に貢献するとともに、それに支えられた教育を通して、自立して創造的研究活動を遂行するために必要な研究能力、その基礎となる豊かな学識、常に人と環境への配慮を怠らない優れた人格を身につけた、将来、薬学の専門職及び研究者として指導的役割を担う人材を育成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第2条 大学院に、薬学研究科を置く。

2 薬学研究科の専攻は、薬科学専攻及び薬学専攻とする。

(専攻の教育研究上の目的)

第2条の2 薬科学専攻は、創薬科学、生命科学及び環境科学領域の教授研究により、高度な専門性に裏付けられた創造的研究能力を有する国際性豊かな研究者及び技術者を育成することを目的とする。

2 薬学専攻は、医療薬学及び臨床薬学領域の教授研究により、高度専門医療人としての高い学識と倫理観を有する薬剤師及び研究者を育成することを目的とする。

3 大学院は、前2項に定める専攻の教育研究上の目的を公表するものとする。

(課程及び標準修業年限等)

第3条 大学院の課程は、博士課程とする。

2 薬科学専攻の博士課程は、修業年限を標準5年とし、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

3 薬学専攻の博士課程は、標準修業年限が4年の博士課程とする。

4 博士前期課程及び後期課程、薬学専攻の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うことその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及

びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻及び収容定員)

第4条 薬学研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻名	課程	入学定員	収容定員
薬科学専攻	博士前期課程	3	6
	博士後期課程	5	15
薬学専攻	博士課程	5	20

(授業及び指導)

第5条 大学院の授業と指導は、岐阜薬科大学（以下「本学」という。）の教授が担当する。ただし、准教授、講師及び助教に担当させることがある。

(研究科長)

第6条 大学院に、研究科長を置く。

2 研究科長は、大学院の専任の教授のうちから、別に定める基準により選考する。

(委員会)

第7条 大学院研究科に研究科委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会規程は別に定める。

第8条 削除

(職員)

第9条 大学院に事務主任のほか、若干名の事務職員を置く。

2 事務主任は、研究科長をもって充てる。

第2章 学年、学期及び休業

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のように定める。ただし、春季、夏季、冬季の休業期間は、学年の始めに定める。

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

日曜日及び土曜日

春季休業

夏季休業

冬季休業

創立記念日（10月25日）

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を定め、又は休業日においても臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学、在学、休学、退学、転学及び除籍

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 薬科学専攻の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他大学院に入学した者であって、大学院において教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。)を卒業した

者

- (2) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (3) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他大学院に入学した者であって、大学院において教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学における修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学者選抜方法)

第15条 薬科学専攻の博士前期課程及び博士後期課程並びに薬学専攻の博士課程へ入学を志願する者については、選抜試験を行い許可又は不許可を決定する。

2 前項の選抜試験の方法は、その都度別に決める。

(入学の手続)

第16条 入学を許可された者は、指定の期日までに保証人を定め、入学金とともに、次の書類を差し出さなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 第14条の入学資格を証明する卒業証明書又はこれに代わるその他の証明書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 履歴書

(保証人変更等)

第17条 保証人が姓名を改め又は転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。死亡その他の理由によって保証人が代わったときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

(休学)

第18条 病気その他の理由により2か月以上修学を中止しようとする者は、保証人連署の休学願書に理由を添え、学長に届け出て、許可を受けて休学することができる。ただし、通算して修業年限の2倍の年数を超えることができない。

(退学及び転学)

第19条 学生が退学又は転学しようとするときは、保証人連署の退学願書、転学願書に理由を添え、学長に届け出て、学長の許可を受けなければならない。

(再入学及び転入学)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者が入学を願い出たときは、学長は、委員会の意見を聴き、これを許可することがある。

- (1) 本学の退学者で、再入学を志願する者（第46条に定める退学者を除く。）
- (2) 他の大学院（外国の大学院を含む。以下「他大学院」という。）に在籍する学生で、当該他大学院の研究科長又は学長の承認を得て、本学に転入学を志願する者

- 2 再入学した者の在学年限は、その者が退学しなかった場合における標準修業年限からすでに経過した年次を差し引いた残りの標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。
- 3 前各項に定めるもののほか、再入学及び転入学に関する事項は、別に定める。

(除籍)

第21条 所定の在学期間を過ぎても修業の見込みがないと認めた者には、学長は、退学を命ずることがある。ただし、休学期間は算入しない。

(修業年限)

第22条 博士前期課程は、在学4年を越えることができない。

- 2 博士後期課程は、在学6年を越えることができない。
- 3 薬学専攻の博士課程は、在学8年を越えることができない。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第23条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育課程)

第24条 教育課程は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる科目区分により開講する。

- (1) 基礎科目
 - (2) 専門科目
- 2 教育課程は、授業科目を必修科目及び選択科目に分けて編成するものとする。
 - 3 教育課程の編成については、点検及び評価を行い、絶えず改善に努めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第25条 授業科目の名称及び単位数は、薬科学専攻博士前期課程にあつては別表第1に掲げるとおりとし、薬科学専攻博士後期課程にあつては別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 薬学専攻博士課程における授業科目の名称及び単位数は、別表第3に掲げるとおりとする。

(履修方法)

第26条 学生は、授業科目履修基準（薬科学専攻博士前期課程にあつては別表第1の2、薬科学専攻博士後期課程にあつては別表第2の2、薬学専攻博士課程にあつては別表第3の2）に定められたところによって履修しなければならない。

- 2 前項の授業科目の選択及び履修方法並びに学位論文作成に当たっては、あらかじめ指導教員又は授業担当教員の指導を受けなければならない。

(単位の計算方法)

第27条 授業科目の単位の計算方法については、岐阜薬科大学学則（昭和24年4月1日制定）第33条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成及びその研究に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して学長が単位数を定めることができる。

(科目修得認定)

第28条 授業科目修得の認定は、試験又は研究報告等により、授業担当教員が行うものとする。

- 2 病気その他やむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、追試験を受ける

ことができる。

(成績評価)

第29条 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合において、科目試験は筆答試験、口頭試問、研究報告等の方法により行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、随時行う試験、出席及び学修状況等により総合判定する。

3 授業科目の成績は、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(成績基準の評価等の明示等)

第30条 薬学研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の内容及び方法並びに1年間の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 薬学研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容改善のための組織的研修等)

第31条 授業並びに研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教育方法の特例)

第32条 教育上特別の必要があると認める場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(薬学部における授業科目の履修)

第32条の2 教育上有益と認めるときは、岐阜薬科大学薬学部（以下「薬学部」という。）における授業科目を履修することを委員会及び岐阜薬科大学教授会において意見を聴き、学長は、これを許可することができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、大学院において修得したものとみなすことができる。

3 薬学部で履修した期間は、大学院の在学期間に算入する。

(他大学院における授業科目の履修)

第33条 教育上有益と認めるときは、他大学院との協議又は協定に基づき、当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、博士前期課程にあつては15単位を超えない範囲で、大学院において修得したものとみなすことができる。

3 他大学院で履修した期間は、大学院の在学期間に算入する。

(他大学院等における研究指導)

第34条 教育上有益と認めるときは、他大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）との協議又は協定に基づき、当該他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程の学生については認められる場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 他大学院等で必要な研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。

(連携大学院)

第35条 教育上有益と認めるときは、他の研究所等との協議又は協定に基づき、当該研究所等の研究者を客員教授又は客員准教授に任用する等の方法により、当該研究所等において、研究指導を受けさせることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、大学院に入学する前に大学院、他大学院又は国際連合大学において履修した授業科目について修得した単位は、再入学及び転入学の場合を除き、博士前期課程においては 15 単位を超えない範囲で、大学院において修得したものとみなすことができる。

第 5 章 課程の修了及び学位授与

(博士前期課程の修了要件)

第37条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(博士後期課程の修了要件)

第38条 薬科学専攻の博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、20 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第38条の 2 薬学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第39条 大学院の課程を修了した者には、岐阜薬科大学学位規程（平成 3 年 12 月 4 日制定）の定めるところにより、修士（薬科学）又は博士（薬科学又は薬学）の学位を授与する。

第 6 章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法)

第40条 入学検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）は、岐阜市立学校授業料等徴収条例（昭和47年岐阜市条例第23号）の定めるところによるほか、この学則に定めるところにより納入しなければならない。

2 納入の額は、別に定めるとおりとする。

(納入期日)

第41条 授業料等の納入期日は、別に定める。

(免除等)

第42条 休学が全期にわたるときは、学長は、その期の授業料を免除することができる。

2 休学者が中途復学するとき、その期の授業料は、納入しなければならない。

(転学等の授業料の納入)

第43条 転学若しくは退学した者又は退学を命ぜられた者及び停学に処せられた者も、その期の授業料を納入しなければならない。

(授業料未納者の取扱い)

第44条 授業料を納入しなかった者を、学長は除籍することがある。

第7章 賞罰

(褒賞)

第45条 操行・学業ともに優秀であって他の模範とすることができる学生は、褒賞することがある。

(懲戒)

第46条 学生がその本分に反する行為をしたときは、岐阜薬科大学学則第44条の規定を準用する。

第8章 聴講生・大学院特別聴講学生・科目等履修生・特別研究学生・外国人学生

(聴講生)

第47条 大学院学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については、大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、委員会の意見を聴き、学長が聴講生となることを許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、岐阜薬科大学聴講生規程（昭和61年7月2日制定）を準用する。

(大学院特別聴講学生)

第48条 単位互換に関する包括協定等を締結した国内の他大学院に在籍する学生で、大学院の授業科目を履修することを希望する者については、大学院の教育に支障のない場合に限り、委員会の意見を聴き、学長が大学院特別聴講学生となることを許可することがある。

2 大学院特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第49条 大学院学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、大学院の教育に支障のない場合に限り、委員会の意見を聴き、学長が科目等履修生となることを許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他大学院に在学し、本学大学院担当研究室において研究指導を受けようと願い出た者については、正規学生の研究及び指導に支障のない範囲において選考の上、委員会の意見を聴き、学長が特別研究学生となることを許可することがある。

2 外国の大学院の学生については、当該大学院との協議及び協定に基づき、選考する。

(特別研究学生の研究料等)

第51条 特別研究学生に係る研究料は、徴収しない。

2 前項に定めるもののほか、特別研究学生の入学の時期、研究期間等については、岐阜薬科大学研究生規程（昭和24年4月1日制定）を準用する。

(外国人学生の入学許可)

第52条 本学則第14条に定める資格を持ち、かつ、外国公館の証明のある外国人学生に対しては、選考の上学長は入学を許可することがある。

2 外国人学生については、第4条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

(聴講生、外国人学生規程)

第53条 特別の規程のない限り、本学則を聴講生、科目等履修生及び外国人学生にも適用する。

第9章 岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科への協力

(岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科の教育研究の実施)

第54条 岐阜大学に設置される岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科（以下「連合創薬医療情報研究科」という。）の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 連合創薬医療情報研究科の専攻各領域に置かれる教育研究分野は、構成大学である岐阜大学の医学系研究科・医学部、工学部及び応用生物科学部の教員とともに、本学の教員がこれを担当する。

附 則

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月4日から施行し、改正後の岐阜薬科大学大学院学則は平成3年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則の規定は、平成7年度以降に入学する学生に係る授業科目及び単位数（以下「授業科目等」という。）について適用し、平成6年度以前に入学した学生に係る授業科目等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年2月7日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年7月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年1月21日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 薬学研究科薬学専攻修士課程は、平成22年4月1日から学生募集を停止する。

3 この学則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則の規定は、平成22年度以後に大学院に入学した学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 薬学研究科薬学専攻博士後期課程は、平成24年4月1日から学生募集を停止する。

3 この学則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則の規定は、平成24年度以後に大学院に入学した学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年5月14日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則の規定は、平成28年度以後に大学院に入学した学生について適用し、平成27年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則の規定は、平成32年度以後に大学院に入学した学生について適用し、平成31年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則の規定は、令和3年度以後に大学院に入学した学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年5月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則の規定は、令和6年度以後に大学院に入学した学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和6年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則の規定は、令和6年度以後に大学院に入学した学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表第1（第25条関係）

薬科学専攻修士課程の授業科目及び単位表

区分	授 業 科 目		単位数
基礎科目	英語プレゼンテーション	必修	2
	研究開発学概論	必修	1
専門科目	有機化学概論	必修	1
	生命機能科学	必修	1
	物理系創薬学特論	必修	1
	統合基礎薬学	必修	1
	生命薬学概論	必修	1
	医療薬剤学概論	必修	1
	医療薬学	必修	1
	コミュニケーション技術基盤	必修	1
	薬科学演習	必修	7
	薬科学特別実験	必修	12
小 計	講義		10
	演習		8
	実験		12
合 計			30

別表第1の2（第26条関係）

薬科学専攻修士課程の履修基準

科目区分	科目数	単位数
基礎科目	2	3
専門選択科目	10	27
合 計	12	30

別表第2（第25条関係）

薬科学専攻博士後期課程の授業科目及び単位表

区分		授業科目		単位数
基礎科目		実践英語プレゼンテーション	選択	1
専門科目	専門選択必修科目	創薬化学特論	選・必	1
		生体機能解析学特論	選・必	1
		薬物送達学特論	選・必	1
		機能分子学特論	選・必	1
		生命薬学特論	選・必	1
		医療薬剤学特論	選・必	1
		実践薬学特論	選・必	1
	レギュラトリーサイエンス特論	選・必	1	
	専門選択科目	ジョブ型研究インターンシップ	選択	2
専門必修科目	薬科学特別研究	必修	18	
小 計		講義		8
		演習		1
		インターンシップ		2
		実験		18
合 計				29

別表第2の2（第26条関係）

薬科学専攻博士後期課程の履修基準

科目区分	科目数	単位数
基礎選択科目	2以上	2以上
専門選択必修科目		
専門選択科目		
専門必修科目	1	18
合 計	3以上	20以上

(注) 「専門選択必修科目」と「専門必修科目」は、指導教員の授業科目を履修すること。

別表第3 (第25条関係)

薬学専攻博士課程の授業科目及び単位表

科目区分		授業科目		単位数
基礎科目		英語コミュニケーション	選A	1
		英文献リーディング	選A	1
		研究開発学概論	選B	1
		最新医療情報学	選B	1
専門科目	専門選択科目	臨床研究特別演習	選C	3
		専門薬剤師特論	選C	1
		創薬化学特論	選C	1
		生体機能解析学特論	選C	1
		薬物送達学特論	選C	1
		機能分子学特論	選C	1
		生命薬学特論	選C	1
		医療薬剤学特論	選C	1
		実践薬学特論	選C	1
		レギュラトリーサイエンス特論	選C	1
		ジョブ型研究インターンシップ	選C	2
	専門必修科目	医療薬学特別研究	必修	24
小計		講義		13
		演習		3
		インターンシップ		2
		実験		24
合計				42

別表第3の2 (第26条関係)

薬学専攻博士課程の履修基準

科目区分	科目数	単位数
基礎科目	2以上	2以上
専門選択科目	2以上	4以上
専門必修科目	1	24
合計	5以上	30以上

(注1)「基礎科目」は、選A及び選Bの2群からそれぞれ1科目(1単位)以上を履修すること。

(注2)「専門選択科目」は、選Cより指導教員の特論(1単位)を含めて、4単位以上を履修すること。

(注3)「専門必修科目」は、指導教員の授業科目を履修すること。

6 岐阜薬科大学大学院学則細則

制 定	昭和58年4月1日
改 正	平成元年6月19日
	平成3年4月1日
	平成4年2月26日
	平成8年2月7日
	平成8年9月4日
	平成11年4月1日
	平成18年3月1日
	平成19年10月30日
	平成22年4月1日
	平成24年4月1日
	平成25年1月15日
	平成25年5月15日
	平成26年4月1日
	平成26年7月9日
	令和3年3月31日
	令和6年3月21日

第1章 学修規程

(科目及び開講割の公示)

第1条 各学期に開講される授業科目、授業科目の担当教員及び講義室を年次別及び学期別に編成し、学年の始めに前期及び後期について公示する。

(履修登録)

第2条 岐阜薬科大学大学院学則(昭和28年4月1日制定。以下「学則」という。)第26条第1項の規定に基づき、薬科学専攻博士後期課程の学生は、履修しようとする基礎選択科目及び専門選択必修科目の授業科目を、当該年度の指定された期間内に、所定の用紙を用いて事務局教務厚生課に届け出なければならない。

2 薬学専攻博士課程の学生は、履修しようとする基礎科目及び専門選択科目の授業科目を、当該年度の指定された期間内に、所定の用紙を用いて事務局教務厚生課に届け出なければならない。

3 前2項の授業科目の選択及び履修に当っては、あらかじめ指導教員又は授業担当教員の指導を受けなければならない。

(試験の期日及び方法)

第3条 学則第28条に規定する授業科目修得認定のための試験又は研究報告等の期日、方法等については、授業科目担当教員が定める。

(単位の修得)

第4条 学則第37条に規定する博士前期課程の修了の要件となる必要単位は、学則第25条第1項に規定する授業科目及び単位数のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 基礎科目の英語プレゼンテーション2単位及び研究開発学概論1単位

(2) 専門必修科目の有機化学概論1単位、生命機能科学1単位、物理系創薬学特論1単位、統合基礎薬学1単位、生命薬学概論1単位、医療薬剤学概論1単位、医療薬学1単位、コミュニケーション技術基盤1単位、薬科学演習7単位並びに薬科学特別実験12単位

2 学則第38条に規定する薬科学専攻博士後期課程の修了の要件となる必要単位は、学則第25条

第1項に規定する授業科目及び単位数のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 専門選択必修科目として、指導教員の授業科目1単位

(2) 指導教員が担当する特論を除く基礎選択科目又は専門選択必修科目の授業科目1単位以上

(3) 専門必修科目の薬科学特別研究18単位

3 学則第38条の2に規定する薬学専攻博士課程の修了の要件となる必要単位は、学則第25条第2項に規定する授業科目及び単位数のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 基礎外国語専門科目1単位以上及び基礎薬学選択科目1単位以上

(2) 専門選択科目として、指導教員の授業科目1単位

(3) 指導教員が担当する特論を除く専門選択科目3単位以上

(4) 専門必修科目の医療薬学特別研究24単位

(学位論文の提出期日)

第5条 修士学位論文は、研究科委員会が定めた日までに事務局教務厚生課へ提出しなければならない。

(最終試験の期日)

第6条 学則第37条、第38条及び第38条の2の規定による最終試験は、学位論文審査中に行う。

(証明書の交付)

第7条 合格した授業科目に対しては、学生の願い出によって、証明書を交付する。

(学位規程)

第8条 学位に関する規程は、別に定める。

(細部規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、細部については別に定める。

第2章 学内規程

(学生証)

第10条 大学院学生の学生証の取扱いは、岐阜薬科大学学則細則(昭和24年4月1日制定。以下「学則細則」という。)第8条から第12条までの規定を準用する。

(宿所等)

第11条 大学院学生の宿所及び戸籍異動の取扱いは、学則細則第13条及び第14条の規定を準用する。

(保証人)

第12条 大学院生の保証人に係ることは、学則細則第15条及び第16条の規定を準用する。

(大学院学生教授協議会の設置)

第13条 大学院学生教授協議会を設け、これに関する規程は別に定める。

(服装)

第14条 大学院生の服装は、学則細則第23条の規定を準用する。

(健康診断)

第15条 大学院生の健康診断に係ることは、学則細則第24条の規定を準用する。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年6月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年2月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年9月4日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この細則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則細則の規定は、平成22年度以降に入学した学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この細則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則細則の規定は、平成24年度以降に入学した学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成6年3月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この細則による改正後の岐阜薬科大学大学院学則細則の規定は、令和6年度以降に入学した学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

7 岐阜薬科大学大学院学修規程内規

制定 昭和58年4月1日
改正 平成4年1月29日
平成18年3月1日
平成19年10月30日
平成22年4月1日
平成24年4月1日
平成25年1月15日
平成26年4月1日
平成27年3月4日
令和3年3月31日
令和6年3月21日

(趣旨)

第1条 岐阜薬科大学大学院学則細則（昭和58年4月1日制定）に定めるもののほか、細部については本内規の定めるところによる。

(開講科目の再公示)

第2条 薬科学専攻博士前期課程の専門選択必修科目及び専門選択科目については、各授業科目の開講1か月前に、授業内容及び方法を再度公示する。

(履修の確認)

第3条 削除

(演習・特別実験・特別研究・実習の成績)

第4条 演習、特別実験、特別研究及び実習については、岐阜薬科大学学修規程内規（昭和42年1月11日制定。以下「学部学修規程内規」という。）第4条を準用する。

(認定試験の時期)

第5条 学部学修規程内規第6条は、大学院学生に準用する。

(追試験)

第6条 病気その他やむを得ない事情により科目試験を受けることができなかった場合には、直ちにその理由を授業科目指導教員に申し出て追試験を願い出ることができる。追試験は研究科委員会の意見を聴いて、学長が許可する。

(追試験の回数)

第7条 追試験は1回を原則として行う。

附 則

この内規は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この内規による改正後の岐阜薬科大学大学院学修規程内規の規定は、平成22年度以降に入学した学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この内規による改正後の岐阜薬科大学大学院学修規程内規の規定は、平成24年度以降に入学した学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、令和6年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この内規による改正後の岐阜薬科大学大学院学修規程内規の規定は、令和6年度以降に入学した学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

8 岐阜薬科大学試験実施要綱

制 定 平成27年4月1日

改 正 平成29年8月25日

令和3年1月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜薬科大学学則第31条、岐阜薬科大学学修規程内規及び岐阜薬科大学院学修規程内規に定める試験に関し、必要な事項を定める。

(追試験の許可願)

第2条 追試験の受験許可を願い出る学生、科目履修生及び特別聴講学生（以下、「学生等」という。）は、当該科目の定期試験実施日より前に、追試験受験許可願（様式1）を別表1の左欄に示す理由により、同表右欄に定める書類を添えて、事務局 教務厚生課を通じて、担当教官に行わなければならない。ただし、副学長（教学担当）又は研究科長が特別な事情があると認めた場合には、当該科目の試験実施日後の願い出を認める。

(学部の最終年次における再試験・追試験等に係る特例)

第3条 学部の最終年次における再試験・追試験等は、岐阜薬科大学学修規程内規第9条に規定するもののほか、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 最終年次の授業科目に係る再試験及び追試験は、その年次の適当な時期に行うことができる。
- (2) 最終年次において、薬学科においては1年次から5年次、薬科学科においては1年次から3年次までの未修得の授業科目に係る再試験及び追試験は、その年次の適当な時期に行うことができる。
- (3) 副学長（教学担当）が指定する授業科目について、最終年次の再試験又は追試験に不合格であるときは、その年次の適当な時期に再々試験を行うことができる。

(障害を有する学生等に係る特別措置)

第4条 障害その他の事情により、試験時間、解答方法等について個別の学生に合理的配慮を行う場合は、教授会又は研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。この場合において、試験時間の延長は、通常の試験時間の1.5倍を上限とする。

2 前項に定める試験時間の特別の配慮を行う場合は、試験を厳正に執行できる範囲内で試験時間を設定することができる。

(試験方法)

第5条 定期試験は、筆記によるものとする。ただし、レポートをもってこれに代える場合がある。

2 前項の規定にかかわらず、実験、実習、実技、演習及び特別演習等の科目については、実験及び実習の成果物、実技試験又は卒業論文等の提出をもって試験に代えることができる。

(受験資格)

第6条 試験は、試験実施時に在学している学生等が、学部にあつては岐阜薬科大学学則細則第2条の手続きにより承認を得た科目、また、大学院にあつては岐阜薬科大学大学院学則細則第2条の手続きをおこなった科目について受験資格を有する。

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。

- (1) 学生証、科目履修生証又は特別聴講学生証（以下、「学生証等」という。）を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者

- 4) 当該授業科目の試験において不正行為を行った者
- 2 前項第1号に該当する者に対して、仮身分証明書による受験を認める。
- 3 仮身分証明書の交付を受けようとする者は、事務局 教務厚生課に申し出なければならない。

(試験中の退出)

第8条 試験開始後20分以上経過し監督者が認めた場合、試験場から退室することができる。

(受験者の義務)

第9条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 学生証等あるいは第7条第2項に規定する仮身分証明書を机上に提示すること。
- (2) 試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 試験中は携帯電話等の電源を切り、机上に置かないこと。なお、これらの機器を時計代わりに使うことを理由に机上に置くことも認めない。
- (4) 答案には、学籍番号や氏名等をもれなく記入し、解答の有無にかかわらず答案を試験場外に持ち出さないこと。
- (5) 第11条に規定する不正行為若しくは不正行為と紛らわしい行為をしないこと。

(無効答案)

第10条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

- (1) 第6条に規定する受験資格を有していない者の答案
- (2) 第7条第1項に該当する者の答案

(不正行為の種類)

第11条 試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 答案の見せ合い
- (2) 答案の交換
- (3) カンニングペーパーの所持及び使用
- (4) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用
- (5) 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器の使用
- (6) 所持品や机上等へ事前に書き込みと使用
- (7) 話し合い、覗き見
- (8) 替え玉受験
- (9) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

(不正行為の取扱い)

第12条 試験において不正行為を行った学生には、岐阜薬科大学学則第44条、岐阜薬科大学大学院学則第46条及び岐阜薬科大学学生懲戒指針を適用する。

- 2 試験において不正行為を行った学生等については、当該試験科目あるいは当該学期の試験の全受験科目を無効とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

校内試験の不正行為にかかる処置方策(制定 昭和56年9月9日)、岐阜薬科大学学修規程内規第8条の申合せ事項(制定 昭和56年11月18日)及び岐阜薬科大学学修規程内規第9条の申合せ事項(昭和62年10月14日 教授総会承認)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

別表1 追試験に該当する事項

理 由	添付すべき書面等
本人の病気	医師の診断書
忌引き (3親等以内の血族又は姻族)	死亡の事実が確認できる書面又はその写し (父母、配偶者は7日、祖父母、兄弟姉妹は3日、おじ又はおば及びその配偶者は1日を適用期間とする。ただし、本学から葬儀を執り行う会場までの往復に要する日数を加算することができる。)
災害	被災証明書又はその写し
病院・薬局実習	(添付書類を要しない。)
就職試験	就職試験に関する証明書
時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着	延着時間が記載された交通機関の延着証明書
課外活動	当該課外活動に関する資料(必要に応じて)
裁判員としての裁判出廷	呼出状又はその写し
その他やむをえない事由	当該事由に関する資料(必要に応じて)

(様式1省略)

9 岐阜薬科大学学位規程

制定 平成3年12月4日
改正 平成8年2月7日
平成13年4月1日
平成18年3月1日
平成19年4月1日
平成20年3月19日
平成22年4月1日
平成23年12月21日
平成25年1月15日
平成25年4月1日
平成26年7月9日
平成27年3月4日
平成28年3月23日
平成28年10月12日
平成30年9月11日
令和2年3月12日
令和2年12月11日
令和3年3月31日
令和5年3月3日

学位規程（昭和40年3月27日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、岐阜薬科大学（以下「本学」という）において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、博士（薬科学又は薬学）、修士（薬科学）及び学士（薬学又は薬科学）とする。

（博士の学位授与の要件）

第3条 博士の学位の授与は、本学大学院の薬科学専攻博士後期課程又は薬学専攻博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 博士の学位の授与は、前項に規定するもののほか、本学大学院の薬科学専攻博士後期課程又は薬学専攻博士課程を修了した者と同等以上の研究歴を有する者が、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の薬科学専攻博士後期課程又は薬学専攻博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に対し行うことができる。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院の博士前期課程の2年の課程を修了した者に対し行うものとする。

（学士の学位授与の要件）

第5条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第6条 削除

(学位論文の提出)

第7条 博士の学位論文を提出しようとする者のうち、第3条第1項の規定により提出しようとする者は、学位論文審査願(様式第6号)を、第3条第2項の規定により提出しようとする者は、論文審査手数料70,000円を添えて学位申請書(様式第7号)を学長に提出しなければならない。なお、学位論文の提出に必要な書類等は別に定める。

2 修士の学位論文を提出しようとする者は、学位論文審査願(様式第8号)を学長に提出しなければならない。

(学位論文)

第8条 前条の規定により提出する学位論文は、1編とし、博士の論文は3通、修士の論文は1通とする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 学長は、審査のため必要があるときは、論文の副本、訳本、標本又は模型等の提出を求めることができる。

(論文発表会)

第8条の2 博士の学位論文を提出した者及び修士の学位論文を提出しようとする者は、研究科委員会(以下「委員会」という。)が開催する論文発表会(以下「発表会」という。)において、論文を発表しなければならない。

2 博士の発表会は公開、修士の発表会は非公開のもとで開催するものとする。

3 発表会の日程等は、委員会において定めるものとする。

(内閲)

第8条の3 学長は、博士の学位論文を受理したときは、大学院薬学研究科の教授のうちから3名の内閲者を選出し、学位論文を提出した者の内閲(資格審査及び書類の確認)を行わせるものとする。

2 内閲者は、選出された後10日以内に内閲を終了し、その結果を委員会に報告しなければならない。

(審査の付託)

第9条 学長は、前条の内閲により博士の学位論文の提出者及び書類が適格と判定されたときは、大学院薬学研究科の教授、准教授及び講師のうちから3名以上(ただし、教授は必ず1名以上含む。)の審査委員を選出し、審査を行わせるものとする。なお、審査に当たっては主となる審査委員(以下「主査」という。)と副となる審査委員(以下「副査」という。)を選出し行うものとする。

2 学長は、修士の学位論文を受理したときは、その指導教授を主査とし、大学院薬学研究科の教授、准教授及び講師のうちから2名以上の副査を選出し、審査を行わせるものとする。

3 学長は、委員会が特に必要と認めた場合には、他の国内外の大学院若しくは研究所等の教育職員等を、前2項に規定する審査委員に加えることができる。

4 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を行うものとする。

(審査期間)

第10条 博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

2 修士の学位論文の審査及び最終試験は、修士の学位の授与を受けようとする者の在学期間中に終了するものとする。

(最終試験)

第11条 第3条第1項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者に対し、審査委員は、学位論文の内容を中心として、これに関連する授業科目について口頭又は筆答で最終試験を行うものとする。

2 第4条の規定により修士の学位の授与を受けようとする者に対し、主査は、修士論文に関連する

授業科目について口頭で最終試験を行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第2項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者に対し、審査委員は、口頭試問又は筆答試問の方法で学力の確認を行うものとする。

- 2 審査委員は、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出された論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、委員会の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

(論文及び審査手数料の取扱い)

第13条 提出された学位論文及び既納の審査手数料は、返還しない。

(審査及び試験の報告)

第14条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、学位論文の要旨、審査の結果及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨並びに学位を授与できるか否かの意見を添えて、委員会に文書で報告するものとする。

- 2 前項に規定する報告は、第3条第1項に該当する者については様式第9号及び様式第11号により、第3条第2項に該当する者については様式第10号及び様式第11号により行うものとする。
- 3 審査委員は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると判断したときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。

(合否の審査等)

第15条 委員会は、前条第1項の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審査する。

- 2 前項に規定する審査を行うには、委員会構成員（海外渡航中又は休職中の者を除く。）の2分の1以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、博士又は修士に係る学位審査については委員会、学士に係る学位については教授会の意見を聴いて、学位を授与するか否かを判断し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

- 2 博士又は修士に係る学位記の様式は、様式第1号から様式第4号までのおりとし、学位に付記する専攻分野の名称は、博士（薬科学又は薬学）又は修士（薬科学）とする。
- 3 岐阜薬科大学学則（昭和28年4月1日制定）第37条第2項に規定する学位記の様式は、様式第5号のおりとし、学位に付記する専攻分野の名称は、薬学又は薬科学とする。

(博士の学位授与の報告)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、その学位を授与した日から3月以内に学位簿に登録し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条に規定する様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位論文の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者は、第2条に規定する学位の名称を用いるときは「岐阜薬科大学」の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第21条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、博士及び修士の学位にあつては委員会、学士の学位にあつては教授会の意見を聴いて、授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書を学長に提出しなければならない。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年12月4日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の岐阜薬科大学学位規程は、平成22年度以降に本学大学院薬科学専攻修士課程に入学した学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第2条、第3条及び第16条の規定は、平成24年度以降に本学大学院薬科学専攻博士後期課程又は薬学専攻博士課程に入学した学生から適用し、平成23年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の改正前の規程により授与された学位記は、改正後の規程による学位記とみなす。

3 改正後の様式は、この規程の施行の日以後に行われる学位論文の審査及び学位の授与について適用する。この場合において、平成23年度以前に本学大学院薬学専攻博士後期課程に入学した者に係る改正後の様式第2号の適用については、様式中「博士課程」とあるのは「博士後期課程」とする。

附 則

この規程は、平成30年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月3日から施行する。

様式第 1-1 号 (第16条関係)

博薬科甲第		号	
学位記			
氏名			
年月日		生	
本学大学院薬学研究科の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(薬科学)の学位を授与する			
論文題目			
年月日			
岐阜薬科大学	<table border="1"><tr><td>大 岐 学 の 薬 印 科</td></tr></table>	大 岐 学 の 薬 印 科	
大 岐 学 の 薬 印 科			

様式第 1-2 号 (第16条関係)

DIPLOMA HAKUYAKKAKO No.		
GIFU PHARMACEUTICAL UNIVERSITY		
HEREBY CONFERS UPON		
氏名		
生年月日:		
THE DEGREE OF		
DOCTOR OF PHILOSOPHY		
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN		
RESEARCH AND ADVANCED STUDIES		
IN PHARMACEUTICAL SCIENCES		
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.		
The title of dissertation		
授与日		
学長署名	<table border="1"><tr><td>大 岐 学 の 薬 印 科</td></tr></table>	大 岐 学 の 薬 印 科
大 岐 学 の 薬 印 科		
President		
Gifu Pharmaceutical University		
This is an authorized translation of the original		

様式第 2-1 号 (第16条関係)

博薬甲第 号		
学 位 記		
氏 名 年 月 日生		
本学大学院薬学研究科の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（薬学）の学位を授与する		
論文題目		
年 月 日 岐阜薬科大学	<table border="1"><tr><td>大 岐 学 阜 の 薬 印 科</td></tr></table>	大 岐 学 阜 の 薬 印 科
大 岐 学 阜 の 薬 印 科		

様式第 2-2 号 (第 16 条関係)

DIPLOMA HAKUYAKUKO No.		
GIFU PHARMACEUTICAL UNIVERSITY		
HEREBY CONFERS UPON 氏 名 生年月日:		
THE DEGREE OF DOCTOR OF PHILOSOPHY IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN PHARMACY AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF		
The title of dissertation		
授与日	<table border="1"><tr><td>大 岐 学 阜 の 薬 印 科</td></tr></table>	大 岐 学 阜 の 薬 印 科
大 岐 学 阜 の 薬 印 科		
学長署名 President Gifu Pharmaceutical University		
This is an authorized translation of the original		

様式第3-1号 (第16条関係)

博薬乙第		号	
学位記			
氏名			
年	月	日生	
本学にて学位論文を提出し所定の審査及び最終試験に合格したので博士(薬学)の学位を授与する			
論文題目			
年	月	日	
岐阜薬科大学		<table border="1"><tr><td>大 学 の 薬 科 印</td></tr></table>	大 学 の 薬 科 印
大 学 の 薬 科 印			

様式第3-2号 (第16条関係)

DIPLOMA HAKUYAKUOTSU NO.		
GIFU PHARMACEUTICAL UNIVERSITY		
. HEREBY CONFERS UPON		
氏名		
生年月日		
HAVING SUBMITTED A DISSERTATION TO THIS UNIVERSITY AND PASSED THE REQUIRED EXAMINATIONS IS HEREBY CONFERRED THE DEGREE OF DOCTOR OF PHILOSOPHY IN PHARMACY		
The title of dissertation		
授与日		
学長署名 President Gifu Pharmaceutical University	<table border="1"><tr><td>大 学 の 薬 科 印</td></tr></table>	大 学 の 薬 科 印
大 学 の 薬 科 印		
This is an authorized translation of the original		

様式第 4-1 号 (第16条関係)

修薬科第 号	
学 位 記	
氏 名 年 月 日生	
本学大学院薬学研究科の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（薬科学）の学位を授与する	
論文題目	
年 月 日 岐阜薬科大学	
<table border="1"><tr><td>大 岐 学 阜 の 薬 印 科</td></tr></table>	大 岐 学 阜 の 薬 印 科
大 岐 学 阜 の 薬 印 科	

様式第 4-2 号 (第 16 条関係)

DIPLOMA SHUYAKKA No.	
GIFU PHARMACEUTICAL UNIVERSITY	
HEREBY CONFERS UPON 氏 名 生年月日	
THE DEGREE OF MASTER OF SCIENCE IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN PHARMACEUTICAL SCIENCES AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
The title of dissertation	
授与日	
学長署名 President Gifu Pharmaceutical University	
<table border="1"><tr><td>大 岐 学 阜 の 薬 印 科</td></tr></table>	大 岐 学 阜 の 薬 印 科
大 岐 学 阜 の 薬 印 科	
This is an authorized translation of the original	

学薬又は薬科第		号
学 位 記		
氏 名		
年 月 日		生
本学薬学科又は薬科学科所定の課程を修め 本学を卒業したので学士（薬学又は薬科学） の学位を授与する		
年 月 日		
岐阜 薬科 大学 の 印	岐阜薬科大学大学長	岐阜 薬科 大学 長 の 印

様式第6号(第7条関係)

学位論文審査願

年 月 日

岐阜薬科大学長 様

岐阜薬科大学大学院博士後期課程薬科学専攻
又は
岐阜薬科大学大学院博士課程薬学専攻
年度入学
氏 名(自署)

博士(薬科学又は薬学)の学位を受けたいので、岐阜薬科大学学位規程第7条第1項の規定により下記の書類を提出します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|-----|
| 1 | 学位論文(1編) | } | 3通 |
| 2 | 論文の要旨 | | 30部 |
| 3 | 論文の目録 | | |
| 4 | 履歴書 | | |
| 5 | 主論文・参考論文の別刷 | | 3部 |

様式第7号(第7条関係)

学位申請書

年 月 日

岐阜薬科大学長 様

氏 名(自署)

博士(薬科学又は薬学)の学位を受けたいので、岐阜薬科大学学位規程第7条第1項の規定により下記の書類に論文審査手数料70,000円を添え提出します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|-----|
| 1 | 学位論文(1編) | } | 3通 |
| 2 | 論文の要旨 | | 30部 |
| 3 | 論文の目録 | | |
| 4 | 履歴書 | | |
| 5 | 主論文・参考論文の別刷 | | 3部 |

様式第8号（第7条関係）

学位論文審査願

年 月 日

岐阜薬科大学長 様

薬学研究科薬科学専攻 年度入学
氏 名（自署）

修士（薬科学）の学位を受けたいので、岐阜薬科大学学位規程第7条第1項の規定により下記の書類を提出します。

10 岐阜薬科大学大学院学生教授協議会規程

制 定 昭和44年6月18日
改 正 平成4年1月29日
平成8年2月7日
平成26年7月9日
平成27年3月4日

(設置)

第1条 岐阜薬科大学大学院学生（以下「院生」という。）の院生生活の福祉増進と教育研究の使命を達成するため、院生教授協議会を設ける。

(趣旨)

第2条 院生教授協議会は、前条の目的を達成するため、院生と教授が議論を尽くして建設的意見を得ようとするものである。

(構成員)

第3条 院生教授協議会は、全院生の意見を代表する委員と職員を代表する委員とで構成する。

(職員代表の選考)

第4条 職員を代表する委員は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が命ずる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和44年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

IV 授業料等の納入

1 岐阜市立学校授業料等徴収条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、岐阜市立学校の入学検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業料等の徴収）

第2条 岐阜市立学校の授業料等は、別表に定める区分により徴収する。

2 薬科大学の学部における学力検査等において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の入学検定料の額については、別表の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

3 次に掲げる授業料等は、徴収しない。

(1) 薬科大学の研究生(薬科大学の学生以外の者で、教員の指導を受けて、特定の事項について研究するものをいう。以下同じ。)又は女子短期大学の研究生(女子短期大学の学生以外の者で、教員の指導を受けて、特定の事項について研究するものをいう。以下同じ。)で、在籍する期間が1年未満であるものの入学検定料及び入学料

(2) 特別聴講学生(女子短期大学と単位互換協定(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第14条第1項の規定により単位を相互に修得することができる旨を定める協定をいう。以下この号において同じ。)を結ぶ大学(短期大学及び高等専門学校を含む。以下この号において同じ。)に在学する者で、当該協定に基づき特定の授業科目を履修するものをいう。以下同じ。)で、授業料を相互に徴収しない旨の単位互換協定を結ぶ大学に在籍するものの授業料

（授業料等の納入方法）

第3条 入学検定料は、入学願書を提出の際に(前条第2項に規定する場合を含む。)納入しなければならない。

2 入学料は、入学を許可されたときに納入しなければならない。

第4条 薬科大学、同大学院及び女子短期大学(以下「大学」という。)の授業料(年額により定めるものに限る。)は、前期及び後期の2期に区分し、別表に定める年額の2分の1に相当する額を、それぞれの期において納入しなければならない。

2 薬科大学の科目等履修生(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生をいう。以下同じ。)、同大学院の科目等履修生(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生をいう。以下同じ。)及び女子短期大学の科目等履修生(短期大学設置基準第17条第1項に規定する科目等履修生をいう。以下同じ。)、薬科大学の聴講生(同大学の学生以外の者で、特定の授業科目を聴講するものをいう。以下同じ。)及び同大学院の聴講生(同大学院の学生以外の者で、特定の授業科目を聴講するものをいう。以下同じ。)並びに特別聴講学生の授業料は、別表に定める額に履修を許可された授業科目の単位数を乗じた額を、当該授業科目の履修期間において納入しなければならない。

4 薬科大学及び女子短期大学の研究生の授業料は、別表に定める額に研究を許可された在籍月数を乗じた額を、在籍期間において納入しなければならない。

(授業料等の還付)

第5条 既納の授業料等は、次に掲げるものを除き、還付しない。

(1) 第2条第2項に規定する場合における第1段階目の選抜において不合格となった者の第2段階目の選抜に係る入学検定料

(2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「大学等修学支援法」という。）第8条第1項の規定により減免された入学料及び授業料

(3) 前2項に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めた場合における授業料等
(授業料等の減免等)

第6条 市長は、大学等修学支援法第8条第1項の規定によるほか、経済的理由その他特別の理由により必要があると認めるときは、授業料等を減免することができる。

2 市長は、次に掲げる者に対し、授業料等の徴収を猶予し、又は第3条各項及び第4条各項に規定する納期限を延長することができる。

(1) 大学等修学支援法第8条第1項又は前項の規定による授業料等の減免の申請をした者

(2) 前号に掲げるもののほか、経済的理由その他特別の理由により市長が授業料等の徴収を猶予し、又は納期限を延長する必要があると認める者

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

別表(第2条、第4条関係)

学校名	区 分		授業料	入学検定料	入学料
薬科大学	学 部	市内生	年額	17,000 円	282,000 円
		市外生	535,800 円		504,000 円
	大学院	市内生	年額	30,000 円	282,000 円
		市外生	535,800 円		504,000 円
	科目等履修生	市内生	1 単位につき	9,800 円	28,200 円
		市外生	14,800 円		50,400 円
	聴 講 生		1 単位につき 14,800 円	—	—
	研究生	市内生	月額	9,800 円	84,600 円
		市外生	29,700 円		151,000 円

2 岐阜薬科大学入学料、授業料等納入規程

制定	昭和48年1月1日		
改正	昭和51年4月1日	平成7年2月8日	平成24年3月29日
	昭和53年5月1日	平成9年4月1日	平成25年7月24日
	昭和58年4月1日	平成10年12月28日	平成29年4月1日
	昭和61年4月1日	平成13年4月1日	平成30年2月20日
	昭和63年4月1日	平成15年4月1日	令和2年3月26日
	平成元年4月1日	平成17年4月1日	
	平成3年4月1日	平成18年4月1日	
	平成4年1月29日	平成19年10月17日	
	平成5年4月1日	平成23年3月31日	
	平成6年2月23日	平成23年12月16日	

入学料、授業料等納入規程（昭和24年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 入学検定料、入学料、授業料及び薬学実務実習費（以下「授業料等」という。）の納入については、岐阜市立学校授業料等徴収条例（昭和47年岐阜市条例第23号。以下「条例」という。）及び岐阜薬科大学学則（昭和24年4月1日制定）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 市内生とは、本人又は配偶者若しくは1親等の親族が入学の前年4月1日から合格発表の日まで引き続き市内に居住する者をいい、その認定は、住民票抄本、戸籍謄本等により行う。

（減免）

第3条 研究生の入学検定料、入学料及び授業料については、学術交流のため協定校を締結している教育機関の教員及び当該教育機関に在学している者であるときその他特別の事情があると認めるときは、これを減免することができる。

（納入期日）

第4条 授業料等の納入期限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。ただし、研究生が納付する授業料にあつては、当該研究生の在籍期間の初日から20日を経過する日とする。

- (1) 入学検定料 入学願書を提出する日
- (2) 入学料 指定された入学手続の日
- (3) 授業料（前期分） 当該年度の4月30日
- (4) 授業料（後期分） 当該年度の10月31日
- (5) 薬学実務実習費 指定された手続の日

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項の規定により納入期限が延長された入学料及び授業料にあつては、当該延長の申請に係る決定がされた日の翌月末日を納入期限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、期間の末日が岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する日にあたるときは、期間の末日の翌日をもってその期限とみなす。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、昭和50年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年5月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に大学に在学する者に係る研究料及び聴講料については、改正前の入学科、授業料等納入規程の例による。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 3 月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 7 月24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の入学料、授業料等納入規程の規定は、令和 2 年度以後の入学生の入学料及びこの規程の施行の日以後に在学する者の授業料について適用する。

3 岐阜市手数料徴収条例（抜粋）

岐阜市手数料徴収条例(昭和51年岐阜市条例第 4 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第 2 条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 総務関係事務 別表第 1 に定める事務及び額

(手数料徴収の時期)

第 5 条 手数料は、第 2 条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請又は当該申請に係る書類の交付の際に、これを徴収する。

(手数料の免除)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めたとき。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 (第 2 条関係) 総務関係事務手数料

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	備考
4 各種証明に関する事務	4 前各号に準ずる事務で、市長において手数料の徴収を適当と認める証明書等の交付の事務	その他証明書等交付手数料	1 件につき	300 円	

4 岐阜市手数料徴収条例施行規則（抜粋）

（手数料の免除）

第2条 条例第8条第3号に規定する特別の事情があると認める場合は、次のとおりとする。

（1）市立学校に在学する児童、生徒及び学生が在学、通学又は成績の証明を申請したとき。

V 諸 規 程

1 岐阜薬科大学学生委員会規程

制 定 昭和24年4月1日
改 正 昭和30年4月1日
昭和45年4月1日
平成4年1月29日
平成20年3月19日
平成27年6月1日
令和2年7月6日

(目的)

第1条 本学教育の目的を達成するため、必要な学生生活全般にわたる助言・補導を企画・統合・調整し、それぞれ十分な成果を得るように学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 委員 本学の教職員の中から学長が任命する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

2 委員長は、学長が任命する。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、本会を代表し、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(業務)

第4条 委員会は、学生に関係ある各種の調査、報告及び要望を整理し、アドバイザーの活動に基礎材料を与えなければならない。

(計画)

第5条 委員会は、アドバイザーの活動を計画し、その実施を求めなければならない。

(連絡会議)

第6条 委員会は、連絡を密にし、協力を得るためにアドバイザー又はその他の教職員と連絡会議を開かなければならない。

(学生教授協議会)

第7条 委員会は、学生教授協議会と密接な関係を持たなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教務厚生課で処理する。

(保管)

第9条 教務厚生課には、全学生の個人的記録が保管されていなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

2 岐阜薬科大学保健管理センター規程

制 定 昭和58年4月1日
改 正 平成4年1月29日
平成9年4月1日
平成14年11月20日
平成20年3月19日
平成26年4月1日
平成27年3月4日

(目的)

第1条 岐阜薬科大学保健管理センター（以下「センター」という。）は、学生及び職員の保健に関する専門的業務を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理の実施に関する企画、立案
- (2) 定期及び臨時の健康診断
- (3) 健康診断の事後措置等、健康の保持増進についての必要な指導
- (4) 健康相談及び健康指導
- (5) 精神衛生に関する相談、助言
- (6) 伝染病の予防についての指導
- (7) 保健管理に関する調査、研究
- (8) その他保健管理に関する必要な専門的業務

(組織)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所 長
 - (2) 技術職員
 - (3) 学校医
 - (4) 学校薬剤師
 - (5) カウンセラー
 - (6) 衛生管理者
 - (7) その他運営上必要と認める職員
- 2 所長は、センターの管理及び運営を総括する。
 - 3 所長は、副学長（教学担当）がこれにあたる。
 - 4 技術職員は常勤とする。
 - 5 学校薬剤師及び衛生管理者は、本学職員をもって併任する。
 - 6 学校医及びカウンセラーは、非常勤をもって学長が委嘱する。

(運営委員会の設置)

第4条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、保健管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織、運営等については別に定める。

(事務)

第5条 センターに関する事務は、事務局教務厚生課の所掌とする。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

3 岐阜薬科大学体育施設運営委員会規程

制 定 昭和35年11月8日
改 正 昭和45年11月1日
平成4年2月26日
平成27年6月1日
令和2年7月6日

(目的)

第1条 岐阜薬科大学体育施設（鳳川会館、弓道場及び総合運動場）の運営に関する事項を協議するため、体育施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 本学の教員の中から学長が任命する者 若干名
- (3) 庶務会計課長

2 委員長は、学長が任命する。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 体育施設運営に関する基本方針
- (2) 体育施設使用規程の制定、改廃に関する事項
- (3) その他体育施設運営に関する事項

(管理責任者)

第5条 委員会は、体育施設を管理するため、委員の互選により管理責任者を置く。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和35年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和45年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

4 岐阜薬科大学総合運動場使用規程

制 定 昭和35年11月 8日
改 正 昭和57年 2月 3日
平成元年 1月17日
平成 4年 2月26日
平成18年 3月 1日
平成20年 3月19日
令和 6年 3月 6日

(趣旨)

第1条 岐阜薬科大学総合運動場（テニスコートを含む。以下「運動場」という。）の使用は、この規程による。

(使用許可)

第2条 運動場を使用するには、体育施設運営委員会の許可を要する。ただし、場合により、管理責任者（以下「責任者」という。）の許可をもって代えることができる。

(使用日時)

第3条 運動場の使用日及び使用時間は、次による。

- (1) 使用日が雨天であったり、運動場の状態が悪い場合には、使用してはならない。
- (2) 使用時間は、午前9時から日没までとする。ただし、特別の理由で、上記時間外において使用したいときは、事前に責任者の許可を受けるものとする。

(大学の都合による使用許可の取消)

第4条 大学において、緊急その他やむを得ない理由により使用の必要が生じたときは、大学は当該使用の許可を取り消すことができる。

2 前項により使用者が損害を受けても、大学は一切その責任を負わない。

(注意事項)

第5条 運動場を使用するに当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 自動車その他の乗物を門内に入れてはならない。
 - (2) 運動場使用後は、器具の後片け並びに使用箇所を整地及び清掃をしなければならない。
 - (3) 場内の建造物及び附属部品は、破損のないよう取り扱わなければならない。
- 2 前項に違反した場合は、直ちにその使用を禁止したり、又はその後の使用を許可しないことがある。

(附属品等の破損)

第6条 場内の建造物、附属品等を破損したときは、直ちに責任者に申し出て指示に従うものとする。

(学外団体の使用)

第7条 学外団体の使用は、本市に在住、在勤又は在学をする構成員が属する団体に限り許可するものとする。ただし、学外団体の使用日については、原則として休業日で、本学の行事や、学生の使用、施設管理上において支障がない時に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、学外団体の使用を認めないものとする。
- (1) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動のために使用する時。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) 建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 他人の迷惑となる行為をするおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。

3 学外団体が使用したいときは、施設使用申請書により使用申請をするものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項は、別に定める

附 則

この規程は、昭和35年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年3月6日から施行する。

5 岐阜薬科大学鳳川会館使用規程

制 定 昭和35年6月1日
改 正 昭和45年4月1日
昭和57年2月3日
平成元年1月17日
平成4年2月26日
平成20年3月19日
令和6年3月6日

(趣旨)

第1条 岐阜薬科大学鳳川会館(弓道場を含む。以下「会館」という。)の使用は、この規程による。

(使用許可)

第2条 会館を使用するには、体育施設運営委員会の許可を要する。ただし、場合により、管理責任者(以下「責任者」という。)の許可をもって代えることができる。

(使用時間)

第3条 会館の使用は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、特別な理由で上記の時間外において使用したいときは、事前に責任者の許可を受けるものとする。

(大学の都合による使用許可の取消)

第4条 大学において、緊急その他やむを得ない理由により使用の必要が生じたときは、大学は当該使用の許可を取り消すことができる。

2 前項により使用者が損害を受けても、大学は一切その責任を負わない。

(注意事項)

第5条 会館を使用するに当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 土足で入場しないこと。
- (2) 禁煙のこと。
- (3) 使用後は必ず清掃すること。
- (4) 他に迷惑を及ぼさないように留意すること。

2 前項に違反した場合は、直ちにその使用を禁止したり、又はその後の使用を許可しないことがある。

(附属品等の破損)

第6条 会館の建造物及び附属備品などを破損したときは、直ちに責任者に申し出て指示に従うものとする。

(学外団体の使用)

第7条 学外団体の使用は、本市に在住、在勤又は在学をする構成員が属する団体に限り許可するものとする。ただし、学外団体の使用日については、原則として休業日で、本学の行事や、学生の使用、施設管理上において支障がない時に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、学外団体の使用を認めないものとする。

- (1) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動のために使用するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 他人の迷惑となる行為をするおそれがあるとき。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。
- 3 学外団体会館を使用したいときは、施設使用申請書により使用申請をするものとする。
- 4 学外団体の使用にあたっては、第2条から第56条までの規程を適用する。

(その他)

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和35年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月6日から施行する。

6 岐阜薬科大学教育研究総合センター 大ホール使用規程

制 定 昭和57年7月21日
改 正 平成4年1月29日
平成20年3月19日
平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 岐阜薬科大学教育研究総合センター大ホール（以下「大ホール」という。）の使用は、この規程による。

(使用許可)

第2条 大ホールを使用するには、庶務会計課長の許可を得なければならない。

(使用時間)

第3条 大ホールの使用時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、特別な理由で上記の時間外に使用したいときは、事前に庶務会計課長の許可を得なければならない。

(注意事項)

第4条 大ホールを使用するに当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 清潔な上履きで入場のこと。
- (2) 禁煙のこと。
- (3) 使用後は必ず清掃すること。
- (4) 喧騒にわたり他に迷惑を及ぼさないように留意すること。

2 前項に違反した場合は直ちにその使用を禁止する。

第5条 大ホールの建造物、附属備品等を破損したときは、直ちに庶務会計課長に申し出て指示に従うものとする。

附 則

この規程は、昭和54年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

7 岐阜薬科大学職業紹介業務運営規程

制 定 昭和25年4月1日
改 正 昭和30年4月1日
平成4年1月29日
平成20年3月19日
平成26年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の2の規定に基づいて、公共に奉仕する目的の下に、本学の学生及び卒業生に対して、無料の職業紹介事業（以下「この事業」という。）を行う。

(運営)

第2条 この事業は、法及び法関係諸規則並びにこの規程により運営する。

(事務)

第3条 この事業に関する業務の処理は、教務厚生課が当たる。副学長（教学担当）は、この事業に関する事務を総轄管理するものとする。

(求人者及び求職者への心得)

第4条 この事業を行うに当たり、求人者又は求職者に対し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地及び従前の職業を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 求人

(求人申込み受付)

第5条 本学は、在学生又は卒業生に対する求人の申込みを受け付けるものとする。ただし、その申し込みが、次の各号の一に該当するときは、これを受理しないことがある。

- (1) 申込みの内容が法令に違反するとき。
- (2) 雇用条件が不相当と認められるとき。
- (3) その職業が、教育上不相当と認められるとき。

(雇用条件提示)

第6条 求人者は、求人申込みの際、業務の内容、賃金、労働時間その他労働条件を明示しなければならない。

第3章 求職

(求職申込み受付)

第7条 本学は、在学生及び卒業生に対し、求職の申込みを受け付けるものとする。ただし、その申込みの内容が法令に違反し、又はその職業が教育上不相当と認められるときは、受理しないことが

ある。

第4章 紹介

(職業斡旋の指標)

第8条 職業紹介にあたっては、求職者にはその希望と能力に応ずる職業を、求人者にはその希望に適合する求職者を紹介するように努めるものとする。

(労働争議の中立)

第9条 労働争議に対しては、中立の立場を取るため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている求人者には、紹介を一時中止することがある。

(秘密保持)

第10条 業務担当者は、この業務を行うとき、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密として他にこれを漏らさないものとする。

(報告の義務)

第11条 雇用関係が成立したときは、求人者及び求職者双方とも、教務厚生課に対して成立したことを報告する義務があるものとする。雇用関係が終了したとき、又は紹介したにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときも同様とする。

附 則

この規程は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

8 岐阜薬科大学附属図書館規程（抜粋）

制定 昭和24年4月1日
改正 昭和30年3月1日
昭和34年11月1日
昭和35年4月1日
昭和42年4月1日
昭和58年1月12日
平成4年2月26日
平成7年3月22日
平成8年2月7日
平成9年4月1日
平成19年4月1日
平成19年10月17日
令和6年1月15日

第1章 総則

（目的）

第1条 岐阜薬科大学附属図書館（以下「図書館」という。）は、本学に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料（以下「図書」という。）の収集及び管理を行うほか、学術情報の提供によって、教育及び学術研究に資することを目的とする。

2 図書を分けて、次のものとする。

- (1) 貴重図書（資料的価値が高い図書。）
- (2) 専門図書（教育分野に特化した図書。）
- (3) 学生図書
- (4) 研究室図書（図書館で登録されており、各研究室で保管されている図書。）
- (5) 学術雑誌
- (6) 辞書、事典、年鑑、索引等
- (7) 図書目録、雑誌目録
- (8) マイクロフィルム類、磁気テープ類、ディスク類
- (9) その他

（開館日）

第2条 図書館は、第4条に規定する休館日を除き毎日開館する。

（開館時間）

第3条 開館時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日）

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、臨時に休館することができる。

（利用者の範囲）

第5条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、職員、名誉教授、学生、聴講生、研

研究生及び特別研究学生並びに所定の手続きを経た学外者で教育、研究、開発等に従事する者とする。

(利用の秩序)

第6条 利用者は図書をいためないように、丁寧に取り扱いなければならない。図書を損傷したり、紛失したりした者は、岐阜薬科大学附属図書館図書破損・紛失届（様式第1号）により届け出て、修理するか、同一図書を償うか、あるいは相当代価を支払わなければならない。ただし、不慮の事故、災害による場合には、弁償を免れることがある。

第7条 図書館規程に違反した者に対しては、以降、図書の利用を停止又は禁止することがある。

第4章 閲覧

(館内利用)

第11条 利用者（学外者を除く。）は、学生にあつては学生証、その他の者にあつては図書利用者カードを携行し、係員の要求があるときは、提示しなければならない。

2 学外者が図書を閲覧したいときは、係員に申し出て、その指示を受けなければならない。

3 利用者が複写機の利用を依頼しようとするときには、岐阜薬科大学附属図書館文献複写規程に基づき係員に申し出て許可を得なければならない。また、岐阜薬科大学附属図書館文献複写規程第4条に規定する料金を支払わなければならない。

第12条 図書の閲覧を終えたとき、または返却の請求を受けたときは、直ちに返却しなければならない。

第13条 利用者は、次の項目を守らなければならない。

- (1) 閲覧室は、閲覧以外の目的に利用しないこと。
- (2) 館内では静粛を保ち、他人の妨げとならないようにすること。
- (3) 器具その他の設備を汚損しないこと。
- (4) 図書館の利用に不必要な携帯品を、閲覧室に持ち込まないこと。
- (5) 閲覧室では、喫煙、飲食をしないこと。
- (6) 自由閲覧図書は閲覧後、必ず元の場所に戻しておくこと。
- (7) 掲示または貼紙をしないこと。

第5章 帯出と返納

(館外利用)

第14条 利用者（学外者を除く。）は、所定の手続きによって図書の貸出を受けることができる。

第15条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 辞書、事典、年鑑及び索引等基本参考書
- (3) 図書目録、雑誌目録
- (4) 新刊学術雑誌
- (5) その他特に定めたもの

第16条 貸出図書は、職員にあつては、各期休業前に返却するものとする。ただし、図書館長が認めた図書については、その立ち会い確認の上、毎年3月に貸出の更新手続を行うことによつて、これに代えることができる。職員以外の者の貸出図書にあつては5冊を限度とし、期間は

2週間以内とする。

(貸出の例外)

第17条 学術雑誌は、本学職員・院生及び特別実習を行う学生に限り、貸出することができる。

期間は3日以内とする。

第18条 貸出した図書は、いかなる場合にも転貸してはならない。

第19条 貸出の手続きは、開館時間内とする。

第20条 職籍又は学籍を去るときは、離籍する前に、貸出中の図書を全て返さなければならない。

この際の損傷、紛失の図書に関する処理は、第6条の規定による。

ただし、研究室図書について、図書館長が認めた場合には、その立会いのもとに、後任管理者が引き継ぐことができる。

第21条 整理その他必要があるときは、図書の貸出を一部分または全般にわたって停止するか、あるいは貸出期限を変えることがある。

第6章 学外者の閲覧

(学外者利用)

第22条 学外の利用者は、あらかじめ学外者閲覧簿に住所または所属・氏名を記入する。

2 図書の貸出は認めない。

第7章 雑則

(その他)

第23条 図書館は図書の寄贈を受けることが出来る。寄贈を受けた図書の受入については、別に定める。

第24条 学位論文閲覧については、別に定める。

第25条 図書館に所蔵する図書の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）に許容される範囲内において行うものとする。

2 第10条第1項第17号及び前項の規定による複写物の使用に伴う一切の責任は、利用者が負うものとする。

3 複写機の利用については、別に定める。

9 岐阜薬科大学附属図書館時間外利用要綱

制 定 昭和62年7月30日
改 正 平成4年1月29日
平成5年3月3日
平成7年3月22日
平成9年4月1日
平成14年4月1日
平成19年4月1日
平成19年10月17日
令和3年3月31日
令和6年1月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜薬科大学附属図書館規程（昭和24年4月1日制定。以下「規程」という。）第3条に規定する開館時間以外の時間及び規程第4条第1項に規定する休館日における自動入退館管理装置による岐阜薬科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用（以下「時間外利用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 時間外利用ができる時間は、次の各号に掲げる曜日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午後5時00分から午後8時00分まで
- (2) 土曜日 午前9時00分から午後4時30分まで
- 2 日曜日、規程第4条第1項第2号及び第3号に規定する休館日は、時間外利用を実施しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、岐阜薬科大学附属図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めるときは、時間外利用ができる日時を変更することができる。

(利用資格者)

第3条 時間外利用ができる者（以下「利用資格者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 岐阜薬科大学（以下「本学」という。）の教職員で、館長より許可を受けた者
- (2) 本学の学部及び大学院の学生及び聴講生で、館長より許可を受けた者
- (3) 本学の研究室及び研究施設の主任が利用を認めた客員共同研究員、外国人研究者、研究生及び特別研究学生で、館長より許可を受けた者
- 2 前項第3号の規定により許可を受けようとする者は、附属図書館時間外利用申請書（様式）を当該主任に提出しなければならない。

(時間外利用の内容)

第4条 時間外利用の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 利用できる施設は、閲覧室とする。
- (2) 図書の利用は、閲覧及び複写とする。
- (3) 機器の使用は、複写機とする。

(遵守事項)

第5条 利用資格者は、時間外利用をするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条各号に掲げる範囲以外の施設、図書等の利用をしないこと。
- (2) 図書館資料の施設外の持出しをしないこと。
- (3) 図書館資料は、利用後所定の場所に返却すること。
- (4) 喫煙及び飲食をしないこと。

(利用の停止)

第6条 館長は、この要綱の規定に違反した者に対し時間外利用を停止することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

(様式省略)

10 岐阜薬科大学火災防止規程

制 定 昭和25年4月1日
改 正 昭和42年7月1日
平成4年1月29日
平成20年3月19日
平成25年2月20日

(趣旨)

第1条 本規程は、岐阜薬科大学又はその近くに火災が生じた場合に、その被害を最小限度に止めるために設けたものである。

(主眼)

第2条 火災防止の主眼は次の点に置く。

- (1) 貴重な文献、研究資料及び重要施設の保護
- (2) 校舎の保護

(組織)

第3条 火災の防止には専任職員及び学生が当たり、その指揮には学長の命を受け事務局長が当たる。

(火災に備えての処置)

第4条 火災に備えて庶務会計課は、次の処置をしておかなければならない。

- (1) 非常持ち出しを要する物品には「非常持出」を標記し、守衛室及び事務局にその所在を掲示しておく。
- (2) 守衛室には消防署及び警察署の電話番号を掲示しておく。
- (3) 非常用具及び非常用設備は、適時その機能及び点数を点検する。
- (4) 校舎の必要な場所には消火栓及び消火器を用意する。

(火気取締責任者)

第5条 各室に火気取締責任者を置く。この責任者は、学長が職員の中から命ずる。

(注意事項)

第6条 職員及び学生は、火災防止に備えて平常次の点に注意しなければならない。

- (1) ガス、電気について危険個所を発見したときは、直ちに庶務会計課に連絡する。
- (2) ガス、こんろ、電熱器等は、必ず下敷きを用いる。
- (3) 電気ヒューズは規定以外のものは絶対に使わない。
- (4) 火気取締責任者は、別に定めた所管の火気取締担当場所を整頓しておく。

(火災発生の場合の処置)

第7条 火災が発生したときは、次に従って処置する。

- (1) 電気スイッチ、ガス元栓を切る。
- (2) 発見者は、直ちに事務局又は警備員に急報する。
- (3) 事務局又は警備員は、消防署へ急報し、非常サイレン、鐘、口答等で学内及び近くに急を知らせる。
- (4) 火気取締責任者は、特に所管の火気取締担当場所を点検しなければならない。
- (5) 下校後の火災に際しては、別に定められた本学災害防護実施要領により消火に努める。
- (6) 下校後又は休日の場合は、警備員、日直者、時間外勤務者等が協力して消火に当たる。

第8条 下校後、本学及びその近くに火災が発生したことを知ったときは、職員及び学生は直ちに登校して指揮者の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月20日から施行する。

11 岐阜薬科大学特定有害廃棄物処理実施要領

学長通達	昭和45年6月10日
改正	昭和48年9月15日
	昭和51年6月1日
	昭和53年5月31日
	昭和55年2月13日
	平成4年1月29日

- この実施要領は、岐阜薬科大学公害防止規程第6条に基づき、岐阜薬科大学における特定有害廃棄物処理の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 各教室、研究施設、実習室等においては、特定有害廃棄物につき、次の方法により第一次処理を行うものとする。
 - 重金属類は、重金属溜めに貯留する。
 - 有機溶媒は、回収使用を原則とするが、塩素系と非塩素系とに分けて貯留する。
 - 廃酸、廃アルカリは、中和してから水で希釈してから排水する。このとき沈殿を生ずれば分離する。
 - シアンを含む廃液は、アルカリ性として貯留する。
 - 有機、燐を含む廃液は、アルカリ性として貯留する。
- 貯留タンクは、指定した容器を用い、適量となったとき、次の方法により第二次処理を行うものとする。
 - 重金属類は、重金属処理装置で処理する。
 - 塩素系、非塩素系溶媒ごとに一定量貯留したのち指定場所に保管し、回収処理業者に処理を委託する。
 - シアン廃液のアルカリ液には、次亜塩素酸ナトリウムを加え、更に弱アルカリ性に調整した状態で24時間以上放置して完全に分解した後、中和して水で希釈して排水する。
 - 有機、燐のアルカリ液は、中和して水で希釈して排水する。
- 第二次処理により生じたスラッジは、回収処理業者に処理を委託する。
- 重金属処理装置を利用した者は、所定の記録簿に記入し、処理の安全性を確認する。
- この実施要領の運用につき疑義を生じたとき、又は処理方法に不明なものがあるときは、公害安全委員会に申し出てその指示を受けなければならない。

附 則

この実施要領は、昭和45年6月10日から施行する。

附 則

この実施要領は、昭和48年9月15日から施行する。

附 則

この実施要領は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、昭和53年5月31日から施行する。

附 則

この実施要領は、昭和55年2月13日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成4年1月29日から施行する。

12 岐阜薬科大学不要薬品処理実施要領

制 定 昭和55年2月13日

改 正 平成4年1月29日

平成27年3月4日

- 1 本要領は、実験室で使用する薬品のうち、不要となったものの処理の要領を定めるものとする。
- 2 不要薬品は、原則的には、他の教室・研究室での使用者に譲渡し、有効に利用するように配慮する。
- 3 中央薬事審議会答申「薬物及び劇物の廃棄の方法に関する技術上の基準の制定について」（以下「答申」という。）に定められたものは、この答申に従って実施する。
- 4 答申に定められていない薬品については、本要領に基づいて処理する。
- 5 答申に定められていない薬品のうち、無機物については、次の方法によって行うものとする。
 - (1) 酸、アルカリは中和し、上澄液を希釈放流する。沈殿物は重金属溜に投入する。
 - (2) 金属塩類はアルカリ性として水酸化物の沈殿を生成し、沈殿物は重金属溜に投入する。上澄液は中和し、希釈放流する。
 - (3) シアン化物はアルカリ性とし、次亜塩素酸により分解後、上澄液は中和放流する。生じた沈殿物は重金属溜に投入する。
 - (4) その他の無機物については、公害安全委員会との協議のうえできめる。
- 6 答申で定められていない薬品のうち、有機物については、その毒性を考慮して無害化処理するものとし、必要に応じて公害安全委員会との協議のうえで行なう。
- 7 不要薬品の処理に当たっては、当該薬品の物理性・化学性・分解性・毒性について十分な調査を行い、廃棄物処理によって安全衛生上の問題や環境汚染をひきおこさぬよう十分注意すること。
- 8 不要薬品の処理は、廃棄する者自らが、当該教室（研究室）の教授又はこれに準ずるものの監視の下で実施すること。
- 9 本要領の運用に当たって疑義あるときは、教授総会で決める。
- 10 本要領の改正は、公害安全委員会及び教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

13 岐阜薬科大学放射線障害予防規程

制 定	昭和46年 7月22日	
改 正	昭和46年12月 8日	平成 8年 9月 4日
	昭和48年 6月 1日	平成13年 4月 1日
	昭和57年 3月31日	平成18年 3月 2日
	昭和60年10月 7日	平成19年 4月 1日
	昭和61年 3月11日	平成22年 9月15日
	平成元年 3月28日	平成27年 5月25日
	平成 3年 1月16日	令和元年 8月 7日
	平成 4年 7月 8日	令和 5年 9月15日
	平成 7年 4月 1日	

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)に基づき岐阜薬科大学における放射性同位元素(以下「R I」という。)及びR Iによって汚染されたもの(以下「R I等」という。)の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、岐阜薬科大学放射性同位元素研究施設(以下「施設」という。)においてR Iを使用した研究、実験等の業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)その他施設に立ち入る全ての者に適用する。

(細則等の制定)

第3条 施設における法及びこの規程に定める事項の実施については、別に次の細則、内規、マニュアル等を定めるものとする。

- (1) 岐阜薬科大学放射線管理点検委員会規程
- (2) 使用計画書作成マニュアル
- (3) 業務従事者登録細則
- (4) 保管記録細則
- (5) 教育訓練細則
- (6) 緊急事態対応措置要領
- (7) 放射線測定装置の点検・校正に関する手順書

(遵守事項等)

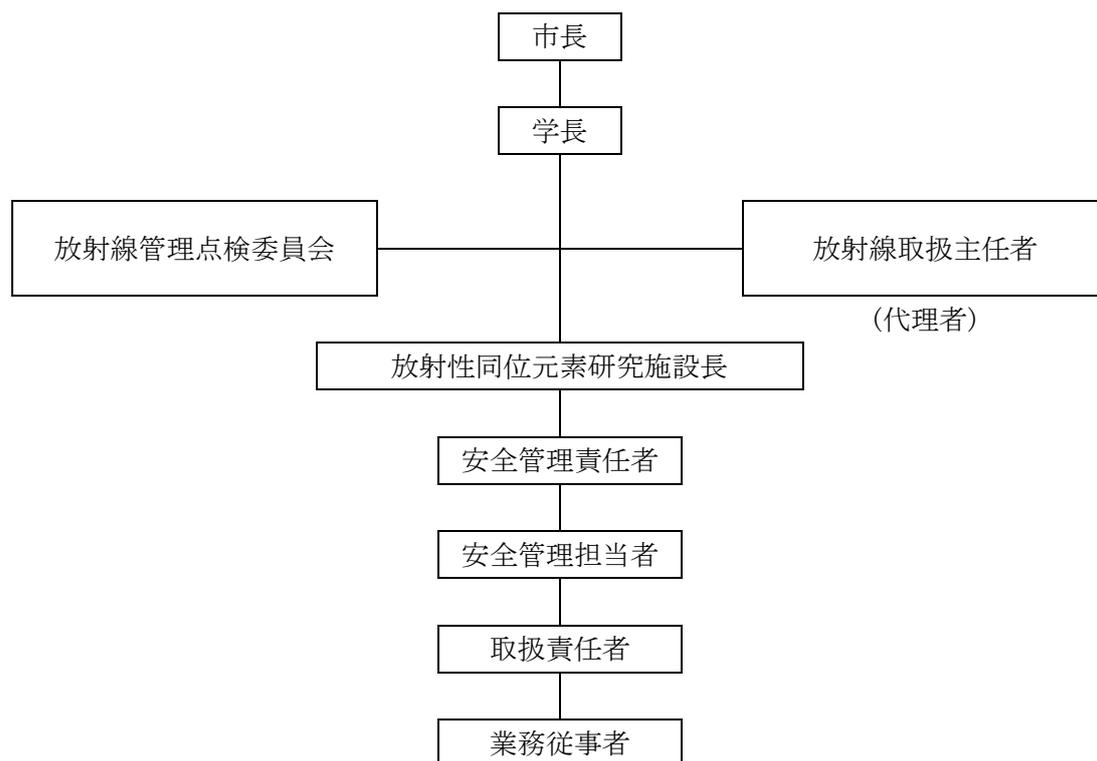
第4条 業務従事者及び一時的に施設に立ち入る者(以下「一時立入者」という。)は、第7条に規定する主任者(以下「主任者」という。)が放射線障害の発生の防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 放射性同位元素研究施設長(以下「施設長」という。)は、主任者が法に基づいて行う意見具申を尊重するものとする。
- 3 施設長は、第6条の放射線管理点検委員会(以下「委員会」という。)がこの規程に基づいて行う答申又は意見を尊重するものとする。
- 4 学長並びに委員会は、主任者が法及びこの規程に基づいて行う意見を尊重するものとする。
- 5 市長は、委員会がこの規程に基づいて行う答申又は意見を尊重するものとする。

(組織)

第5条 施設におけるR Iを使用する者並びに安全管理に従事する者に関する組織は、次のとおりとする。

図1 放射線障害防止に関する組織



(放射線管理点検委員会)

第6条 岐阜薬科大学に放射線障害の発生の防止の適切な実施のための必要事項を審議し、及び施設の定期点検の実施により安全管理の徹底を計るため、委員会を置く。

2 委員会は、経営委員会及び施設長により組織し、学長がその委員長となる。

3 委員会には、放射線障害の発生の防止の適切な実施のための必要事項の審議に当たり所用に応じて主任者が参加する。

4 委員会は、年1回施設の巡視及び点検を実施し、安全管理の徹底を図る。

5 委員会は、公示すべき必要事項が生じた場合は、その旨を学内に公示するものとする。

(放射線取扱主任者)

第7条 学長は、放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から選任しなければならない。

2 主任者は、施設長と合議の上、放射線障害の発生の防止に関し次に掲げる職務を行う。

(1) 法第21条第1項に規定する放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）等の制定、改正及び廃止に関する事務への参画

(2) 放射線障害の発生の防止上重要な計画の作成への参画

(3) 法第22条に規定する教育訓練の計画等に対する指導及び指示

(4) 危険時の措置等に関する対策への参画

(5) 法等に基づく申請、届出、報告等の審査

(6) 立入検査等の立会い

(7) 異常及び事故の原因の調査への参画

(8) 施設長及び学長に対する意見の具申

(9) 施設の使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査

(10) 関係者への助言、勧告及び指示

(11) 委員会の開催の要求

- (12) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害の防止に関し必要な事項
- 4 学長は、主任者に対し、法で定められた期間ごとに定期講習（法第36条の2第1項に規定する定期講習をいう。）を受講させなければならない。
 - 5 学長は、主任者がその職務を行うことができないときは、その期間中職務を代行させるため、代理者を選任しなければならない。
 - 6 前項の代理者は、主任者及び施設長が推薦する。
 - 7 学長は、主任者が30日以上職務を行うことができないときは、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）第2条に規定する原子力規制委員会（以下「原子力規制委員会」という。）に代理者の選任の届出をしなければならない。これを解任したときも、同様とする。
 - 8 主任者を解任するときは、施設長の意見を聞き、学長が解任する。
 - 9 主任者は、業務従事者が関係法令、予防規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められるときは、当該業務従事者の放射線の取扱業務を制限し、又はその許可を取り消すことを施設長に勧告することができる。

（放射性同位元素研究施設長）

第8条 学長は、放射線障害の防止に関する事務を総括させるため、施設長を置く。

（安全管理責任者）

第9条 学長は、放射線の管理に関する業務を総括させるため、施設に、安全管理責任者を置く。

- 2 安全管理責任者は、施設長が任命する。
- 3 安全管理責任者は、総括した結果を主任者及び施設長に報告しなければならない。

（安全管理担当者）

第10条 学長は、放射線の管理に関する業務を行わせるため、施設に、安全管理担当者を置く。

- 2 安全管理担当者は、施設長が任命する。
- 3 安全管理担当者は、主任者及び安全管理責任者と連携を密にして次の業務を行う。
 - (1) 管理区域（第13条第1項の規定による管理区域をいう。）に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染に関する管理
 - (2) 管理区域内外に係る放射線の量及びR Iによる汚染の状況の測定
 - (3) 放射線測定装置の保守管理
 - (4) R Iの受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
 - (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
 - (6) 業務従事者に対する教育及び訓練（第29条第1項の規定による教育及び訓練をいう。）の計画の立案並びに訓練の実施
 - (7) 業務従事者に対する健康診断（第30条第1項の規定による健康診断をいう。）の計画の立案及び実施
 - (8) 放射性廃棄物の保管及び管理並びにその処理に関する業務
 - (9) 前各号に関する記帳・記録の管理
 - (10) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続その他関係省庁との連絡等事務的な事項に関する業務
 - (11) 施設及び設備の維持並びに管理に必要な業務
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、放射線管理に必要な業務
- 4 学長は、必要に応じ、前項の業務及び当該業務に係る改善措置を事業者に請け負わせることができる。

（業務従事者）

第11条 施設においてR Iの取扱等の業務に従事する者は、使用計画書を提出し、業務従事者として

の登録を受けなければならない。

- 2 主任者及び施設長は、前項の登録及び施設の利用許可を行うに当たっては、当該登録及び施設の利用許可を申請した者に対し、第29条第1項の規定による教育及び訓練並びに第30条第1項の規定による健康診断を実施し、その結果を照査した上で、当該登録及び施設の利用許可をするものとする。
- 3 施設長は、業務従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は放射線の取扱能力に欠けると認められるときは、当該業務従事者の業務を制限し、又はその登録及び施設の利用許可を取り消すことができる。
- 4 業務従事者の登録及び施設の利用許可については、前3項までの規定によるほか、別に定めるところによる。

(取扱責任者)

第12条 施設を利用しようとする業務従事者のグループには、取扱責任者を置くものとする。

- 2 取扱責任者は、本学の教員であって、R I等の安全な取扱いについての知識及び技能に習熟し、かつ、施設の利用資格を有するものでなければならない。
- 3 取扱責任者は、実験に先立ち、研究室主任の承認の下に前条第1項に規定する使用計画書を作成し、前条第2項に規定する教育及び訓練並びに健康診断を業務従事者に受けさせなければならない。
- 4 取扱責任者は、実験ごとに主実験者及び実験責任者を決め、実験が安全に執り行われるような体制としなければならない。
- 5 取扱責任者は、業務従事者に対し、研究及び実験の内容並びにR I等の取扱いについて適切な指示をするとともに、主任者及び施設長が放射線障害の防止のために行う指示等を遵守するよう徹底させなければならない。

(管理区域)

第13条 施設長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

- 2 主任者は、次の者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 業務従事者
- (2) 見学者等一時立入者として施設長が認めた者

第14条 管理区域の表示については、施設長が、壁、棚等の区画物によって区画するほか、その出入口その他人の立ち入るおそれのある箇所に標識を掲げなければならない。

第15条 管理区域に立ち入る者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
- (3) 放射線測定器を指定された位置に着用すること。
- (4) 管理区域内においては飲食及び喫煙を行わないこと。
- (5) 主任者（第13条第2項第2号に掲げる者）にあつては、主任者及び業務従事者）が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の安全を確保するための指示に従うこと。
- (6) 専用の実験衣、作業靴その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域外へ出ないこと。
- (7) R Iを体内に摂取したとき又はそのおそれのあるときは、直ちに主任者及び施設長に連絡し、その指示に従うこと。
- (8) 管理区域から退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、主任者及び施設長に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を取ること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。

- 2 施設長は、管理区域の入口の見やすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者にこれを遵守させなければならない。

(巡視及び点検)

第16条 委員会は、別表1に掲げる項目について、別に定めるところにより定期的に施設の巡視及び点検を少なくとも年1回以上行わなければならない。ただし、施設等の使用が長期にわたり停止される場合においては、当該施設等の状況に応じてその間の巡視及び点検を省略することができる。

- 2 委員会は、前項の巡視及び点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

(自主点検)

第17条 主任者は、別表2に掲げる項目について、定期的に施設、機器、安全管理用具等に係わる自主点検を年2回を標準として行わなければならない。

- 2 主任者は、前項の自主点検を終えたときは、その結果を施設長に通知しなければならない。
- 3 施設長は、前項の規定による通知を受けたときは、その結果を学長に報告しなければならない。
- 4 安全管理担当者は、第1項の自主点検の結果、異常を認めるときは、その状況及び原因を調査し、修理等必要な措置を講じるとともに、安全管理責任者及び主任者を經由して施設長に通報しなければならない。
- 5 施設長は、前項の規定による調査の結果、その異常が施設等に係る保安に重大な影響があると認めるときは、学長に通報しなければならない。
- 6 施設長は、前項の規定による通報を受けたもののうち、施設長又は学長で対処できないものについては、学長を經由して市長に報告しなければならない。

(修理、改造等)

第18条 主任者及び安全管理責任者は、それぞれ所管する設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、施設長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微であると認められるものについては、この限りでない。

- 2 施設長は、前項の承認を行おうとするときは、必要に応じ、その安全性、安全対策等について委員会に諮問するものとする。
- 3 安全管理責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果を主任者を經由して施設長に報告しなければならない。
- 4 施設長は、前項の規定による報告を受けたときは、学長に報告しなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微であると認められるものについては、この限りでない。

(使用)

第19条 R Iを使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに次の事項を遵守しなければならない。

- (1) R Iの使用に当たっては、あらかじめ別に定めるところにより使用計画書を作成し、主任者及び施設長の承認を受けること。
- (2) 指定された実験室においてR Iを使用し、実験室ごとに決められている許可使用数量を超えないこと。
- (3) 吸排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- (4) 吸収材、受け皿等の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
- (5) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (6) 鉗子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (7) 放射線に被ばくする時間をできる限り少なくすること。
- (8) 作業室においては、専用の履物、実験衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。

- (9) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は、これを除去すること。
 - (10) 表面のR Iの密度が表面密度限度を超えているものをみだりに作業室から持ち出さないこと。
 - (11) 表面のR Iの密度が表面密度限度の10分の1を超えているものをみだりに管理区域から持ち出さないこと。
 - (12) R Iの使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故発生の防止措置を講ずること。
 - (13) 作業室での飲食及び喫煙をしないこと。
 - (14) 実験室は、常に整理整頓し、必要以上の測定器、器具等を持ち込まないこと。
 - (15) 実験室内の器具については、時々汚染の検査をすること。
 - (16) 実験台等をしばしば湿式清掃すること。
 - (17) 原則としてゴム手袋、マスク等を使用すること。特に、外傷のあるときは、手袋をしないで作業してはならない。
 - (18) R Iを空中に飛散させないこと。飛散するおそれのある場合は、フードその他の局所排気装置、換気装置等を使用し、実験室内の空気中のR I濃度が空気中濃度限度以下になるようにすること。
 - (19) 個人の手拭、ハンカチ等の使用は厳禁し、備え付けてある紙製ハンカチを使用すること。
- 2 安全管理責任者は、R I管理システムを用いて、1日最大使用数量を超えてR Iを使用していないことを確認するものとする。
 - 3 密封されていないR Iは、管理区域内で使用しなければならず、管理区域外で使用する目的で法令で定める下限数量以下の密封されていない放射性物質を購入し、又は他の事業所から受け入れてはならない。
 - 4 R Iの取扱いに関し経験の少ない業務従事者は、経験の多い業務従事者と共に作業を行い、R Iの使用法を習得すること。

(受入れ及び払出し等)

第20条 安全管理責任者は、施設におけるR I等の受入れ及び払出しに係る次の業務を行わなければならない。

- (1) 購入したR Iの受入れ
 - (2) 他事業所からのR I等の譲受け
 - (3) 他事業所へのR I等の譲渡
- 2 安全管理責任者は、主任者の指示を受けて、前項の業務について確認し、記録しなければならない。
 - 3 業務従事者は、R I等を施設内に持ち込み、又は施設外に持ち出す場合は、主任者の許可を得なければならない。

(保管)

第21条 R Iは、所定の貯蔵室又は貯蔵箱（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵しなければならない。

- 2 貯蔵室には、貯蔵能力を超えてR Iを貯蔵してはならない。
- 3 主任者は、貯蔵室に保管するR Iをみだりに持ち運ぶことができないよう措置を講じなければならない。
- 4 R Iを保管するときは、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿等を使用する等して汚染が拡大しないようにしなければならない。
- 5 R Iを貯蔵施設から持ち出し、又は貯蔵施設に収納するときは、主任者の許可を得た上で、所定の用紙に、持ち出した、又は収納した日時、搬出入者の氏名、R Iの種類、目的及び数量を記入し

なければならない。

6 1日の作業が終了したときは、必ずR Iを貯蔵施設に収納し、保管しなければならない。ただし、実験を継続する場合で、貯蔵施設に保管が困難であるときは、安全管理責任者の許可を得て作業室で保管することができる。

7 前項ただし書の場合においては、保管するR Iに、R Iの種類、数量等を記入しなければならない。

(保管状況の調査)

第22条 主任者は、毎年1回以上、R Iの保管量及び保管の状況の調査を行い、種類ごとにこれを取りまとめ、その結果を施設長に報告しなければならない。

2 施設長は、前項の規定による通知を受けたときは、その結果を学長に通知しなければならない。

(運搬)

第23条 管理区域においてR I等を運搬しようとするときは、危険物との混載の禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

第24条 事業所内においてR I等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の措置を講じるとともに、あらかじめ主任者及び施設長の承認を受けなければならない。

(1) R I等を収納した輸送容器（以下「放射性運搬物」という。）は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのない所定の容器に封入の上、運搬すること。

(2) 表面汚染密度については、放射性運搬物の表面のR Iの密度が法に定める表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。

(3) 線量率については、放射性運搬物及びこれを積載し、又は収納した車両等に係る1センチメートル線量当量率は、表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。

(4) 放射性運搬物の車両等への積付けは、運搬中に、移動、転倒、転落等により放射性運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

(5) 運搬経路を限定し、見張人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近及び運搬車両等以外のものの通行を制限すること。

(6) 車両で運搬する場合は、車両の速度を制限し、必要な場合には伴走者を配置すること。

(7) 監督者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

(8) 車両及び輸送容器表面に所定の標識を付けること。

(9) 関係法令に基づき実施すること。

第25条 事業所外においてR I等を運搬しようとするときは、あらかじめ主任者及び施設長の承認を受けるとともに、前条各号に定めるもののほか、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

2 前項の場合においては、運搬記録簿等に記録をしなければならない。

3 事業所外におけるR I等の運搬を全て事業者へ委託する場合は、主任者が指定する事業者へ依頼するものとする。

(廃棄)

第26条 非密封のR I等の廃棄は、次の各号に従って行わなければならない。

(1) 固体状のR I等の廃棄物は不燃性、難燃性及び可燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること。

(2) 液体状のR I等の廃棄物は無機溶媒及び有機溶媒に区分し、専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄し、又は排水設備により排水口における排水中のR Iの濃度を濃度限度以下

とし排水すること。

- (3) 気体状の放射性廃棄物は排気口における排気中のR Iの濃度を濃度限度以下として排気すること。
 - (4) 実験動物等は、動物乾燥装置により乾燥し、容器に収納し、保管廃棄すること。
- 2 主任者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、R I等の廃棄を委託することができる。この場合において、廃棄を委託したR I等は、核燃料物質又は核原料物質によって汚染されたものとみなす。
 - 3 主任者は、廃棄業者が受けた許可の範囲に含まれない放射性同位元素等の廃棄を委託してはならない。

(場所の測定)

第27条 安全管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及びR Iによる汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。

- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量又は1センチメートル線量当量率について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 3 施設の測定は、次の各号に従って行わなければならない。
 - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び岐阜薬科大学の境界について行うこと。
 - (2) R Iによる汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について行うこと。
 - (3) 排気設備の排気口の排気及び排水設備の排水口の排水におけるR Iによる汚染状況は、排気又は排水の濃度測定の結果をもって評価するものとする。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によって評価するものとする。
 - (4) 実施時期は、取扱開始前には1回、取扱開始後には1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行い、連続して排気又は排水を行う場合は、連続して測定すること。
- 4 前項の測定は、放射線測定装置の点検・校正に関する手順書に従い、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った測定装置を用いて行わなければならない。
- 5 安全管理責任者は、次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。
 - (1) 測定日時
 - (2) 測定箇所
 - (3) 測定をした者の氏名
 - (4) 放射線測定装置の種類及び型式
 - (5) 測定方法
 - (6) 測定結果
 - (7) 測定結果により講じた措置がある場合は、その内容
- 6 前項の測定結果は、安全管理責任者が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第28条 施設長は、施設の管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従って個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出するものとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子にあっては、腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロ

メートル線量当量について行うこと。

- (3) 前号に掲げることのほか、頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
 - (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部分である場合は、第2号及び第3号のほか、当該部位についても行うこと。
 - (5) RIを誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても行うこと。
 - (6) 測定は、施設の管理区域に立ち入る者について、当該管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として施設長が認めた者については、外部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
 - (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
 - ア 測定対象者の氏名
 - イ 測定をした者の氏名
 - ウ 放射線測定器の種類及び型式
 - エ 測定日時
 - オ 測定方法
 - カ 測定部位及び測定結果
 - (8) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、記録すること。
 - (9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
 - ア 算定年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 算定した者の氏名
 - エ 算定対象期間
 - オ 実効線量
 - カ 等価線量及び組織名
 - (10) 前号の規定による算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い、記録すること。
 - (11) 第7号から前号までの記録は、施設長が別に定めるところに従い永久に保存するとともに、記録の都度対象者に対しその写しを交付すること。なお、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。
- 2 前項の測定は、放射線測定装置の点検・校正に関する手順書に従い、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った測定装置を用いて行わなければならない。
 - 3 施設長は、第1項の測定結果に基づき、施設等における1年間の放射線業務従事者数及び個人実効線量分布を作成し、学長に報告しなければならない。

(教育及び訓練)

第29条 施設長は、業務従事者等に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を別に定めるところに従い実施しなければならない。

- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次に定めるところによる。

- (1) 実施時期は、次のとおりとする。

ア 業務従事者として登録する前

イ 業務従事者として登録した後であつては、登録後、前回の教育訓練の受講日の属する年度の翌年度の初日から1年以内

(2) 安全管理責任者は、前号ア及びイについて、施設長又は主任者が施設の状況により定めた次の項目及び時間数の教育訓練を実施すること。

ア 放射線の人体に与える影響 30分以上

イ R I の安全取扱 1 時間以上

ウ 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程 30分以上

エ アからウまでのほか、放射線障害の発生の防止に関して必要な事項

(3) 教育及び訓練の内容及び具体的な実施方法については、別に定めるところに従うこと。

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、施設長は、主任者と別に定める省略基準に基づき協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。この場合において、施設長は、教育訓練受講記録に省略する理由を記載しなければならない。

4 施設長は、施設の管理区域に一時立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を別に定めるところに従って、口頭又は掲示等により実施しなければならない。

(健康診断)

第30条 施設長は、施設の管理区域に立ち入る者に対し、次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 問診は、次の事項について行うものとする。

ア 放射線の被ばく歴の有無

イ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

(2) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うものとする。

ア 末しょう血液中の色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

エ アからウまでに掲げるもののほか、原子力規制委員会が定める部位及び項目

2 健康診断の実施時期は、次のとおりとする。

(1) 業務従事者として登録する前又は初めて施設の管理区域に立ち入る前

(2) 施設の管理区域に立ち入った後であつては、6月又は1年を超えない期間ごと。ただし、前年度の4月1日を始期とする1年間で施設の管理区域への立入りがなく、実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない場合は、前項第2号に規定する検査又は検診を省略することができるものとし、医師が必要と認めた場合のみ同号に規定する検査又は検診を実施する。

3 前項の規定にかかわらず、施設長は、業務従事者が次の場合に該当するときは、学長に報告の上、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

(1) R I を誤って摂取した場合

(2) R I により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染が容易に除去することができない場合

(3) R I により皮膚の創傷面が汚染され、又汚染されたおそれのある場合

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場

合

4 施設長は、次の事項について健康診断の結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

5 健康診断の結果は、施設長が保管記録細則に定められた場所に永久保存するとともに、実施の都度記録の写しを本人に交付しなければならない。なお、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第31条 施設長は、業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、主任者及び医師と協議し、その程度に応じ、施設の管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を講じるとともに、その結果を委員会を經由して学長に具申しなければならない。

2 施設長は、業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、遅滞なく医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

(記帳及び保存)

第32条 主任者は、R I の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄及び維持管理並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次のとおりとする。

- (1) 受入れ及び払出し
 - ア R I の種類、数量及び化学形
 - イ R I の受入れ及び払出しの年月日、目的、方法及び場所
 - ウ R I の受入れ及び払出しに従事する者の氏名又は名称
- (2) 使用
 - ア R I の種類及び数量
 - イ R I の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - ウ R I の使用に従事する者の氏名
- (3) 保管
 - ア R I の種類及び数量
 - イ R I の保管の期間、方法及び場所
 - ウ R I の保管に従事する者の氏名
- (4) 運搬
 - ア 岐阜薬科大学又は事業所の外におけるR I の運搬の年月日及び方法
 - イ 荷受人又は荷送人、運搬を委託された者及び運搬に従事する者の氏名又は名称
- (5) 廃棄
 - ア R I の種類及び数量
 - イ R I の廃棄の年月日、方法及び場所
 - ウ R I の廃棄に従事する者の氏名
- (6) 維持管理
 - ア 施設の自主点検の結果及びそれに伴う修理その他の措置の内容
 - イ 自主点検の実施年月日

ウ 自主点検を行った者の氏名

(7) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日及び項目

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 第1項の帳簿は、毎年3月31日（事業所の廃止等を行う場合は、廃止日等）に閉鎖し、安全管理責任者が5年間、保管記録細則に定められた場所に保存しなければならない。

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第33条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める緊急事項対応措置要領に従い通報しなければならない。

(1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合

(2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき

(3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき

(4) 放射性同位元素等が施設の管理区域外で異常に漏洩した場合

(5) 放射性同位元素等が施設の管理区域内で漏洩した場合。ただし、次のいずれかに該当するときを除く

ア 漏洩した液体状の放射性同位元素等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき

イ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき

ウ 漏洩した放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏洩の程度が表面密度限度を超えない程度に軽微なとき

(6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのある場合

ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

イ 事業所の境界における線量

(7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあった場合であって、次の区分に応じ、当該各号に定める線量を超え、又は超えるおそれのあるとき

ア 放射線業務従事者 5ミリシーベルト

イ 放射線業務従事者以外の者 0.5ミリシーベルト

(8) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合

2 学長は、前項の規定による通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、市長を経由して、それぞれ原子力規制委員会に通報しなければならない。

(災害時の措置)

第34条 岐阜市で大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害等による家屋の全壊等をいう。）又は施設に火災等の災害が起きた場合は、別に定めた災害時の連絡通報体制に従い、あらかじめ指定された点検担当者が別に定める項目について点検を行い、その結果を主任者、施設長及び学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の点検の結果及び講じた応急措置について市長に報告しなければならない。

3 市長は、学長の応急措置では対応しきれない事態に対して、施設の安全上必要な予算的措置を講ずるものとする。

(危険時の措置)

第35条 前条に定めるもののほか、放射線障害が発生した場合又はそのおそれのある場合は、その発見者は、別に定めるところに従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者又は関係者に通報しなければならない。

2 前項の規定により通報を受けた主任者は、施設長、学長及び委員会と連絡して状況を判断し、必要に応じ消防署等に通報するものとする。

3 第1項の場合において、施設長は、必要な応急措置を講じなければならない。

4 施設長は、前項の規定により点検をし、講じた応急措置について学長に報告しなければならない。

5 災害時の応急作業等の緊急作業（以下「緊急作業」という。）は、岐阜薬科大学事務局庶務会計課施設系の職員が従事する。

6 施設長又は主任者は、緊急作業に従事する者に対し、緊急時の対応に関する教育及び訓練を受けさせなければならない。

7 施設長は、緊急作業に従事した者に対し、第31条の健康診断と同様の措置を受けさせなければならない。

(情報提供)

第36条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合は、学長は、市長に報告をした上で、岐阜薬科大学事務局庶務会計課を通じて大学ホームページに自己の状況、被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、同課に問合せの窓口を設置するものとする。

2 前項の規定により発生した事故の状況、被害の程度等に関して情報提供をする内容（以下「情報提供内容」という。）は、次に掲げる事項とする。

(1) 事故の発生日時及び発生した場所

(2) 汚染状況等による事業所外への影響

(3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量

(4) 応急措置の内容

(5) 放射線測定機による放射線量の測定結果

(6) 事故の原因及び再発防止策

3 施設長は、情報提供内容について、委員会の協議を経て決定し、学長に報告するものとする。

(一般報告)

第37条 安全管理責任者は、法で定められた放射線管理状況報告書を、毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、主任者に提出しなければならない。

2 主任者は、前項の報告書を学長に提出するとともに、当該期間の経過後3ヶ月以内に市長を経由して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第38条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和46年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年9月4日から施行し、平成8年5月22日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月15日から施行する

附 則

この規程は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月15日から施行する。

別表1 施設等の巡視、点検（第16条）

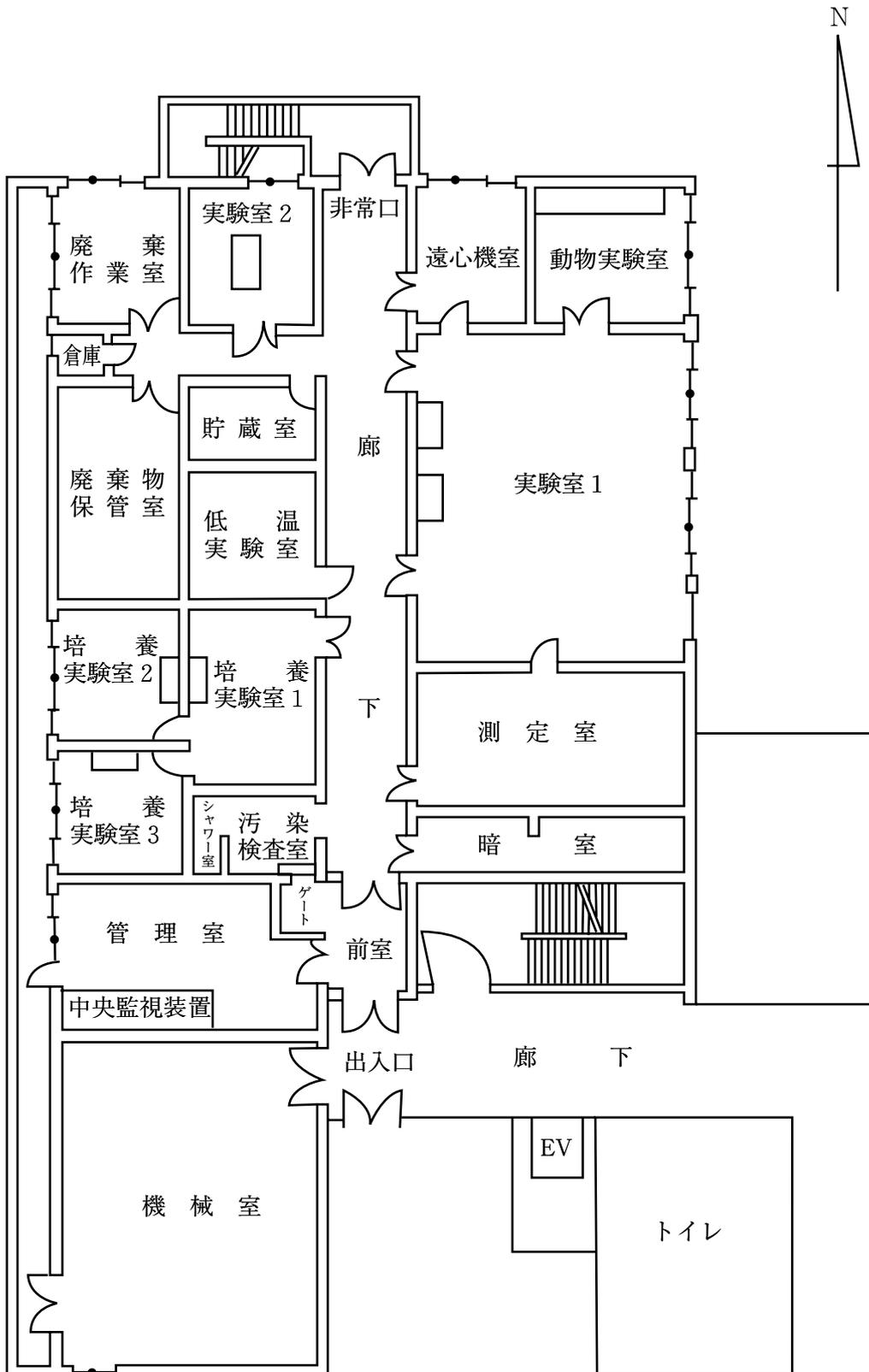
設 備 等	点 検 事 項
管理区域全般	管理区域の区画及び閉鎖設備 作業環境の状況 床及び天井などの状況 標識等状況 汚染検査設備及び洗浄設備の状況 更衣設備の状況
気体廃棄物設備	作動確認 排気フィルタの差圧測定
液体排気設備	漏洩の有無の目視確認 水位計等監視設備の確認
グローブボックス	負圧確認
フ ー ド	風量確認
放射性廃棄物の処理等に必要設備	作動確認 目視確認

別表2 自主点検項目（第17条）

区分	点検項目	頻度(回/年度)
施設の位置等	①位置	1
	②地崩れのおそれ	1
	③浸水のおそれ	1
	④周囲の状況	1
主要構造部等	①構造及び材料	1
遮へい	①構造及び材料	1
	②遮へい物の状況	1
	③線量当量	12
管理区域	①区画及び閉鎖設備	1
	②床、壁等の構造及び表面仕上げ	1
	③各部屋の負圧測定	2
	④線量当量、空气中放射能濃度等	12
	⑤標識	2
作業室	①床、壁等の構造及び表面仕上げ	1
	②フード、グローブボックス等	2
	③室内の空気の流れ	2
	④標識	2

汚染検査室	①設置位置等 ②床、壁等の構造及び表面仕上げ ③洗浄設備 ④更衣設備 ⑤除染器材 ⑥放射線測定器 ⑦標識	1 1 2 2 2 2 2
貯蔵室	①設置位置等 ②構造及び材料 ③遮へい物の状況 ④線量当量 ⑤放射性同位元素保管量 ⑥閉鎖設備 ⑦標識	1 1 2 12 2 2 2
排気設備	①設置位置等 ②床、壁等の構造及び表面仕上げ ③排風機 ④排気浄化装置 ⑤排気ダクト及び排気口 ⑥汚染空気の拡大防止装置 ⑦標識	1 1 2 2 2 2 2
排水設備	①設置位置等 ②床、壁等の構造及び表面仕上げ ③排水浄化装置 ④排水管 ⑤標識	1 1 2 2 2
E C D使用室	①設置位置等 ②閉鎖施設 ③線量当量 ④装置の状況 ⑤表示の有効期間 ⑥標識	1 2 2 2 2 2
廃棄作業室	①設置位置等 ②床、壁等の構造 ③焼却炉 ④標識	1 1 2 2
保管廃棄設備	①設置位置等 ②床、壁等の構造 ③閉鎖設備 ④保管廃棄容器 ⑤保管の状況 ⑥標識	1 1 2 2 2 2

岐阜薬科大学放射性同位元素研究施設平面図



14 岐阜薬科大学村山記念情報教育センター使用規程

制 定 平成9年12月3日
改 正 平成13年4月1日
平成20年3月19日
平成27年3月4日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜薬科大学村山記念情報教育センター（以下「村山情報センター」という。）の使用について定めるものとする。

(使用許可)

第2条 村山情報センターを使用できる者は、岐阜薬科大学（以下「大学」という。）に在籍する学生及び職員並びに管理責任者（以下「責任者」という。）の許可を受けた者とする。

(使用時間)

第3条 村山情報センターの使用時間は、次による。

- (1) 祝祭日と日曜日を除く午前9時から午後8時までとする。ただし、特別の理由で前記時間外において使用しようとする場合は、事前に責任者の許可を受けるものとする。
- (2) 職員及び学生の使用は、授業又は実習の時間外に限る。

第4条 村山情報センターの入退室は、入退室磁気カード（以下「カード」という。）によらなければならない。

(カードの交付)

第5条 カードは、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定めるところにより交付する。

- (1) 学生（1回生から3回生まで）情報処理基礎実習を履修済の者
- (2) 学生（4回生）及び大学院生 村山情報センターの使用を希望する者

2 カードの有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に規定する者の場合 1年
- (2) 前項第2号に規定する者の場合 学生及び大学院生にあつては1日、職員にあつては1年

(カード返却)

第6条 カードの交付を受けている者は、前条第1項に規定するカード交付資格を失った場合又は有効期間が満了した場合は、直ちにカードを責任者に返却しなければならない。

(カードの紛失等)

第7条 カードを紛失又は損傷した場合には、直ちに責任者に届け出なければならない。

(注意事項)

第8条 村山情報センターを使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入り口で上履きを脱いで入室すること。
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 電子計算機組織に記録してあるプログラムを変更し、廃棄又は複製しないこと。
- (4) 責任者の許可なく新たなプログラムを電子計算機組織に記録させないこと。
- (5) 持参のフロッピーディスクを使用する場合には、必ずコンピューターウイルス駆除プログラムで確認した後に使用すること。
- (6) 個人使用の場合には、電子計算機組織の子機以外をしてはならない。この場合において、使用后、当該子機に備え付けられた使用簿に必要事項を記入すること。
- (7) 使用後は、その電源を確実に切るとともに、室内の戸締まりに留意すること。

2 前項の規定に違反した場合は、直ちにその使用を禁止、又はその後の使用を許可しないものとする。

(機器の保守)

第9条 使用者は、使用する電子計算機組織（プログラムを含む。）を損傷したとき、又は機器に異常を認めるときには、使用簿に異常事項を記入すると共に、直ちに責任者に申し出て、その指示に従うものとする。

(学外団体の使用)

第10条 薬剤師会その他大学外の団体（以下「学外団体」という。）で村山情報センターを使用しようとする者は、あらかじめ責任者の許可を受けなければならない。

(学外団体の使用手続き)

第11条 学外団体の使用手続きは、次による。

- (1) 所定の使用申請書に必要事項を記入し、大学事務局庶務会計課に提出するものとする。
- (2) 使用日について、原則として大学職員及び学生が使用しないときに限るものとする。
- (3) 使用にあたっては、必ず大学職員が立ち会うものとする。
- (4) 第8条及び第9条の規定は、学外団体の場合に準用する。

(使用の禁止等)

第12条 この規程に違反した場合は、直ちに使用を禁止、又はその後の使用を許可しないことがある。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(あて先)

年 月 日

岐阜薬科大学長

申請者 住 所

氏 名

村山記念情報教育センター使用申請書

下記のとおり施設を使用したいので、許可されるようお願いします。

記

使用団体名 及 び 使用責任者	
使用人員	
使用日時	月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで
使用目的	
使用ソフト	1 タイピング練習 2 ワープロ 3 表計算 4 インターネットブラウザ 5 その他 ()
指 導 者	人数： 名 (代表者氏名：) 情報機器指導歴又は資格：
学内対応者	
許可条件 1 許可証を管理責任者に提示し、使用にあたっては学内対応者の指示に従うこと。 2 別に詳細な使用計画書を添付すること。(書式自由、見本参照) 3 センター入口で上履きを脱いで入室すること。 4 飲食・喫煙をしないこと。 5 インストールされているプログラムを変更、廃棄又は複製しないこと。 6 許可なく新たなプログラムをインストールしないこと。 7 持参のフロッピーディスクは、必ずコンピュータウイルス駆除ソフトでチェックしてから使用すること。 8 使用後は原状回復をすること。また、室内を整理・整頓し、コンピュータ、空調機器、室内照明等のスイッチを切り、戸締まりに留意して退室すること。 9 使用機器(プログラムを含む)を損傷したり、機器に異常を認めたときは、管理責任者に申し出ること。また、その修復には弁償を含めて責任を持つこと。 10 許可条件に違反したときは、直ちに使用を禁止し、又はその後の使用申請は許可しない。 11 講習用テキストを使用する場合は、あらかじめその1部を提出すること。	

村山記念情報教育センター使用許可証

様

別紙申請書のとおり下記の条件を付して施設の使用を許可します。

年 月 日

岐阜薬科大学長



許可条件

- 1 許可証を管理責任者に提示し、使用にあたっては学内対応者の指示に従うこと。
- 2 センター入口で上履きを脱いで入室すること。
- 3 飲食・喫煙をしないこと。
- 4 インストールされているプログラムを変更、廃棄又は複製しないこと。
- 5 許可なく新たなプログラムをインストールしないこと。
- 6 持参のフロッピーディスクは、必ずコンピュータウイルス駆除ソフトでチェックしてから使用すること。
- 7 使用後は原状回復をすること。また室内を整理・整頓し、コンピュータ、空調機器、室内照明等のスイッチを切り、戸締まりに留意して退室すること。
- 8 使用機器（プログラムを含む）を損傷したり、機器に異常を認めたときは、管理責任者に申し出ること。また、その修復には弁償を含めて責任を持つこと。
- 9 許可条件に違反したときは、直ちに使用を禁止するとともに、その後の使用は許可しない。
- 10 講習用テキストを使用する場合は、あらかじめその1部を事前に提出すること。

15 岐阜薬科大学国際規制物資計量管理規程

制 定 平成17年10月20日

(目的)

第1条 この規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき、岐阜薬科大学（以下「本学」という。）における法第61条の3第1項の規定に定める国際規制物資の使用の許可を得たすべての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

(計量管理責任者)

第2条 本学における核燃料物質の計量管理のために、計量管理責任者を置く。

2 本学における計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行う。

3 本学における計量管理責任者は、放射性同位元素研究施設長をもって充てる。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第3条 本学における核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、本学放射性同位元素研究施設貯蔵室をもって設定し、計量管理は、このMBAを基礎として行う。

2 本学放射性同位元素研究施設貯蔵室のMBAの符号はKSNRとする。

(受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

第4条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立ち会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。

(消費、損失等に関する手続)

第5条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。

(事故損失に関する手続)

第6条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失が生じたとき又は生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録するものとする。

(記録)

第7条 計量管理責任者は、前3条の規定による記録を作成し、当該記録を作成後10年間本学に保存するものとする。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号
- (4) 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）
- (5) 核燃料物質の種類
- (6) 核燃料物質の数量

第8条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、当該記録を作成後10年間本学に保存するものとする。

(報告)

第9条 計量管理責任者は、法第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）第7条第19項の規定に基づき、毎年1月1日から6月30日までの期間及び7

月 1 日から12月31日までの期間の報告書が当該期間の経過後 1 月以内に文部科学大臣へ提出されていることを確認するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月20日から施行する。

16 岐阜薬科大学村山記念奨学金規程

制 定 平成23年3月25日
改 正 平成26年4月1日
令和2年5月13日
令和3年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜薬科大学（以下「本学」という。）学生の更なる学習・研究意欲の向上と活力の醸成により、本学の一層の活性化を図るため給付する奨学金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 奨学金の名称は、岐阜薬科大学村山記念奨学金とする。

(資格要件)

第3条 奨学金の給付を受けることができる者は、次のとおりとする。但し、他の奨学金を受給することを妨げない。

- (1) 本学薬学科5年次に進級又は本学薬科学科卒業後本学大学院博士前期課程（修士課程）に進学が確定した学生
- (2) 入学後の学業成績や勉学姿勢が特に優秀で、他の学生の範となる者

(給付内容)

第4条 修学資金として、次のとおり給付するものとする。

- (1) 奨学金の額は、年額250,000円とする。
 - (2) 奨学金の支給期間は、薬学科に在籍する者にあつては5、6年次、大学院博士前期課程（修士課程）に在籍する者にあつては1、2年次の2年間とする。
- 2 奨学金は、前期及び後期の2期に区分し、次の各号に定める額及び期日までに支払うものとする。
- (1) 前期分 125,000 円 5月末
 - (2) 後期分 125,000 円 11月末

(選考)

第5条 奨学金受給者（以下、「奨学生」という。）の選考は、副学長（教学担当）が、1年次から4年次までの学業成績の上位者の中から、人物を勘案して村山記念奨学金推薦調書（様式）により推薦し、学長が行うものとする。

- 2 選考人数は、各年度において、収容定員の1割程度とし、12名を限度とする。
- 3 選考の結果は、本学掲示板等に掲示し、奨学生を顕彰することとする。

(給付の制限)

第6条 学長は、奨学生が休学又は長期欠席したときは、奨学金の給付を中断する。但し、その事由が止んだときは、奨学金の給付を再開するものとする。

- 2 学長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給付を停止する。
 - (1) 退学又は除籍の場合
 - (2) 停学その他の処分を受けた場合
 - (3) 学業成績が著しく不良になった場合
 - (4) 奨学金の給付を受けることを辞退した場合
 - (5) その他、奨学生として適当でないと認めた場合

3 学長は、前項の規定により奨学金の給付を停止したときは、既に給付した奨学金の全部又は一部

の返還を命じることができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年5月13日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜薬科大学村山記念奨学金規程は、令和2年度以後の奨学生の選考について適用し、同年度前に選考された奨学生については、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の様式により作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(様式省略)

17 岐阜薬科大学村山記念国際交流奨学金規程

制 定 平成25年6月5日
改 正 平成27年3月4日
平成30年5月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜薬科大学村山記念国際交流奨学金（以下「奨学金」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の設置及び名称)

第2条 奨学金は、岐阜薬科大学が村山元氏から寄附された資金を基に給付する。奨学金の名称は、岐阜薬科大学村山記念国際交流奨学金とする。

(目的)

第3条 奨学金は、岐阜薬科大学における国際交流の一層の進展を図り、もって教育・学術研究の振興に資することを目的とする。

(資格要件)

第4条 奨学金の給付を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜薬科大学の学部又は大学院に在籍する者
- (2) 外国語能力が派遣先大学の語学要件を満たしている者
- (3) JASSO留学生交流支援制度及びその他の財団・団体から海外留学に伴う奨学金（返還を要する貸与型を除く。）を受給していない者

(奨学金の額)

第5条 奨学金の額は、一人当たり20万円以上50万円以下の範囲とする。

- 2 奨学金の年間総額は、100万円を限度とする。ただし、やむを得ない事情により前年度に学生による海外派遣を実施しなかった場合は、その翌年度に限り、前年度の奨学金の年間総額を限度として、限度額を増額することができる。

(審議事項等)

第6条 奨学金給付の具体的な取り扱いについては、国際交流委員会で審議し、教授会の意見を聴いた上で、学長が承認する。

- 2 国際交流委員会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 奨学金の給付に関する基本方針
 - (2) 学生の海外派遣の計画及び補助に関する事項
 - (3) 奨学金の募集及び採択に関する事項
 - (4) その他奨学金に関する重要事項

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月21日から施行する。

18 岐阜薬科大学学生表彰規程

制 定 平成27年10月1日
改 正 平成29年1月27日
令和3年1月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜薬科大学学則第43条及び岐阜薬科大学大学院学則第45条の規定に基づく表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体について行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、国際的規模又は全国的規模の学会等から特に優れた評価を受けた学生又は学生団体
- (2) 学部を卒業する学生のうち、優秀な成績を収めた学生
- (3) 博士前期課程（修士課程）を修了する学生のうち、優秀な成績を収め、優れた修士論文発表をした学生
- (4) 博士後期課程又は博士課程を修了する学生のうち、極めて優秀な博士論文の元となる主論文を公表した学生
- (5) 課外活動において特に優秀な成績を収めた学生又は学生団体
- (6) ボランティア活動、人命救助、犯罪防止等の社会活動において、公的機関等から表彰を受ける等、特に社会的に高い評価を受けた学生又は学生団体
- (7) その他前各号と同等以上の功績等により、表彰に値すると認められる学生又は学生団体

(推薦)

第3条 副学長、研究科長、各学科長、各研究室主任及び各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体がある場合は、推薦書(別記様式)により学長に推薦するものとする。

(表彰の決定)

第4条 学長は、前条の規定による推薦があった場合は、選考委員会の意見を聴いて、学生又は学生団体の表彰を決定する。

- 2 選考委員会の委員は学長が指名する。

(表彰)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて記念品を贈呈することができる。

(表彰の実施)

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰者が決定された後、その都度速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号から第4号に該当するものは、原則として毎年3月に行うものとする。

(顕彰)

第7条 学生及び学生団体の表彰については、学内に掲示してこれを顕彰する。

(事務)

第8条 学生及び学生団体の表彰に関する事務は、事務局教務厚生課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行し、表彰の基準は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に表彰に関し定めのあるもの(以下「申し合わせ」という。)については、この規程により定めたものとみなす。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日から施行の日までに挙げた功績等で、申し合わせの表彰の対象となるものは、なお従前の例によるものとする。
- 4 申し合わせにおいて、この規程の施行日以後の期間を含んだ期間内の功績等による表彰の対象となるものの功績等は、施行日において挙げたものとみなし、表彰することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

(様式省略)

19 岐阜薬科大学における成績評価に対する異議申立てに関する規程

制 定 令和3年12月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜薬科大学（以下「本学」という。）の学生が、履修した授業科目に係る成績評価に対し異議申立てを行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」とは、本学学部生、大学院生及び科目等履修生をいう。

2 この規程において「成績」とは、当該学期の履修科目の科目試験の成績（岐阜薬科大学学修規定内規第7条に規定する再試験並びに同内規第8条及び岐阜薬科大学大学院学修規定内規第6条に規定する追試験の成績を踏まえた最終成績）をいう。

(異議申立事由)

第3条 学生は、当該学期の履修科目に係る成績評価について、次の各号のいずれかに該当する場合に、異議を申し立てることができる。

(1) 成績の誤記入等、授業科目担当教員の誤りであると思われる場合

(2) シラバス又は授業科目担当教員の説明等により周知している成績評価の基準及び方法に照らして、誤りがあると思われる場合

(3) その他合理的又は客観的な根拠がある場合

(異議申立手続)

第4条 異議を申し立てようとする学生は、成績評価に対する異議申立書（様式第1号。以下「異議申立書」という。）を事務局教務厚生課（以下「教務厚生課」という。）に提出するものとする。

2 異議申立書は、授業科目担当教員に対し問い合わせ、授業科目担当教員から回答を受けた後でなければ、提出することができない。なお、学生から問合せのあった授業科目担当教員は、速やかに当該学生の成績を確認し回答するものとする。

3 異議申立てができる期間は、成績発表後7日以内（成績発表日を含む。）とする。ただし、最終日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たる場合は、翌平日までとする。

4 学生からの異議申立てがあった場合、教務厚生課は、当該授業科目が学部科目であった場合は副学長（教学）へ、大学院科目であった場合は薬学研究科長へ異議申立書を送付する。

5 副学長（教学）又は薬学研究科長は、異議申立書の内容を確認し、申立内容が適当と認められる場合は、学長に対し異議申立審査会の開催を求め、当該異議申立ての審査を行うものとする。ただし、申立内容が不適当と認められる場合は、当該異議申立てを却下するものとし、成績評価に対する異議申立却下通知書（様式第2号）により、学生に通知する。

(異議申立審査会)

第5条 異議申立審査会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 授業科目担当教員が異議申立審査会委員である場合、当該委員は審査に参加しないものとし、学長が代替りの委員を指名する。

(異議申立審査)

第6条 異議申立審査会は、授業科目担当教員に対し成績評価に用いた資料及び学生からの問合せに

対する回答内容の提出を求め、異議申立書に基づき審査を実施し、当該異議申立てに対する決定を行うものとする。

- 2 異議申立審査会は、審査の実施に際し、必要に応じて、学生若しくは授業科目担当教員又はその双方への聴取調査その他必要な調査を行うことができる。

(審査結果の通知及び対応)

第7条 異議申立審査会は、審査結果を、成績評価に対する異議申立てに関する決定通知書（様式第3号）により、当該学生に通知し、授業科目担当教員に写しを送付するものとする。

- 2 授業科目担当教員は、当該異議申立てを認定する決定がされた場合、決定に従い成績評価を訂正するものとする。

(決定に対する異議申立ての禁止)

第8条 異議申立てに関する決定に対しての異議申立ては、認めない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、成績評価に対する異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月2日から施行する。

別表 異議申立審査会委員

異議申立科目	異議申立審査会委員
学部科目	学長、副学長（教学）、教務委員長、薬学科長（薬科学科でのみ開講される科目の場合は、薬科学科長）
大学院科目	学長、薬学研究科長、大学院委員会副委員長

(様式省略)